

令和7年度 第2回江戸川区障害福祉計画等策定委員会 次 第

令和8年3月23日(月) 午後2時～4時
グリーンパレス 高砂・羽衣

1 開会

2 新委員委嘱および紹介

3 議 事

- (1) 第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査(アンケート調査) 報告
- (2) 第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画の策定について
 - ・計画策定の趣旨、位置づけ、期間など
 - ・令和8年度 スケジュール
- (3) 情報共有・その他

4 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和7年度第2回江戸川区障害福祉計画等策定委員会 次第
- ・令和7年度第2回江戸川区障害福祉計画等策定委員会 席次および委員名簿
- ・資料1 第8期江戸川区障害福祉計画及び第4期江戸川区障害児福祉計画に係る基礎調査(アンケート調査)の実施状況について
- ・資料2 江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要
- ・資料3 障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定について
- ・資料4 令和8年度 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 スケジュール案
- ・資料5 社会保障審議会障害者部会第154回(R8.1.19) 資料
- ・資料6 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 指針

第 8 期江戸川区障害福祉計画及び第 4 期江戸川区障害児福祉計画に係る 基礎調査（アンケート調査）の実施状況について

1 調査対象（3,000 名）

①障害者・児 2,845 名（R 7.10.1 無作為抽出）

	対象者	件数	調査票
1	身体障害者手帳所持者	750	音声コード付き
2	愛の手帳所持者	900	ひらがな・音声コード付き
3	精神障害者保健福祉手帳所持者	800	
4	難病手当受給者	100	
5	児童通所受給者証所持者	140	
6	重症心身障害児・者 (身体障害者手帳の下肢機能若しくは体幹機能 が 1. 2 級かつ愛の手帳 1. 2 度の方)	155	ひらがな・音声コード付き

②医療的ケア児・者 155 名（R 7.10.1 全抽出）

	対象者	件数
1	医療的ケア児	124
	医療的ケア者	31

③障害福祉サービス事業所 390 事業所

(令和 7 年 12 月 1 日現在、区内に設置している障害福祉サービス事業所)
東京都福祉サービス情報に掲載、且つ区がメールアドレスを把握している事業所

2 調査方法

① 障害者・児及び② 医療的ケア児・者

対象者に調査票を郵送。返信用封筒にて回収した調査票及び Web 回答について、
集計・分析したうえで報告書を作成。

② 障害福祉サービス事業所

LoGo フォームにより回答。各事業所に、メールで URL（回答先）を送付。

3 調査スケジュール

調査期間	集計・分析業務	報告書・概要版確定
令和 7 年 12 月 15 日～ 令和 8 年 1 月 16 日	令和 8 年 1 月上旬～	令和 8 年 3 月末 区ホームページで公表のみ (冊子なし)

4 調査結果の概要

調査対象	回答率	前回回答率
① 障害者・児	54% (1,540 件)	62.2% (832 件)
② 医療的ケア児・者	58% (91 件)	71.8% (117 件)
③ 障害福祉サービス事業所	48% (190 件)	38.6% (125 件)

5 医療的ケア児・者 詳細

調査対象者	発送数	回答数	前回発送数	前回回答数
医療的ケア児	124	65	106	72
医療的ケア者	31	26	57	44

年齢区分	発送数	回答数
0～18 歳	124	65
19～29 歳	10	9
30～39 歳	5	5
40～49 歳	5	3
50～64 歳	6	5
65 歳以上	5	4

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

資料 2

調査対象者

【障害者・児調査】

対象者数 (人)

	今回	前回	増減
身体障害者手帳	750	600	+150
愛の手帳	900	200	+700
精神障害者手帳	800	250	+550
難病手当受給者	100	100	0
児童通所受給者証	140	100	+40
重症心身障害者・児	155	87	+68
合計	2,845	1,337	+1,508

回答者数 (回答者数:人 / 回答率:%)

	今回	前回	増減
回答者数	1,540	832	+708
回答率	54.1	62.2	△8.1

【医療的ケア者・児調査】

対象者数 (人)

	今回	前回	増減
医療的ケア者	31	57	△26
医療的ケア児	124	106	+18
合計	155	163	△8

回答者数 (回答者数:人 / 回答率:%)

	今回	前回	増減
回答者数	91	117	△26
回答率	58.7	71.8	△13.1

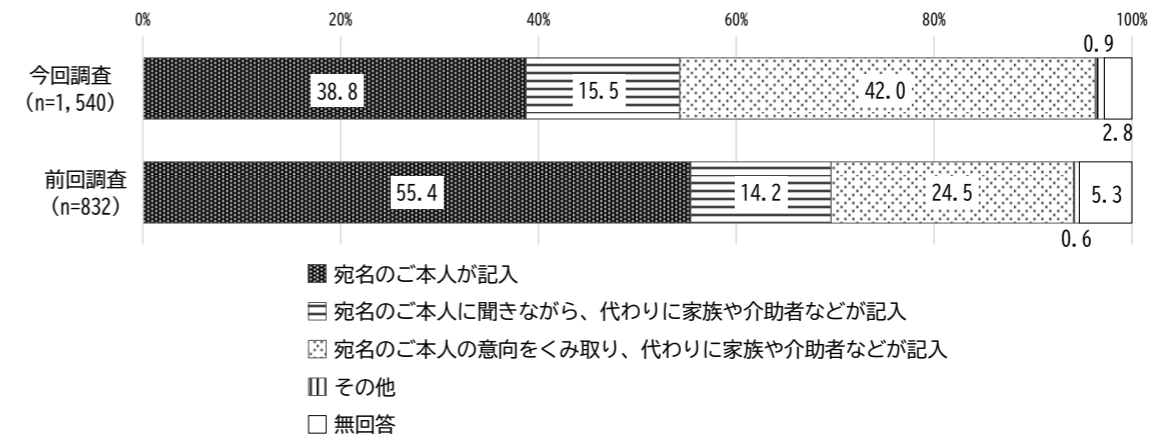
【事業所調査】

(回答率:%)

	今回	前回	増減
対象事業所数	390	324	+66
回答数	190	125	+65
回答率	48.7	38.6	+10.1

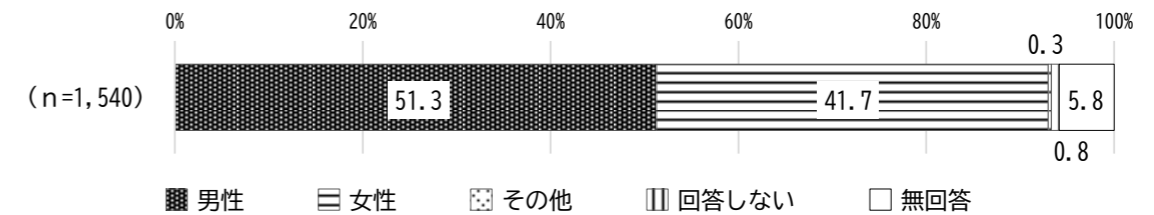
障害者・児調査 結果概要

回答者属性

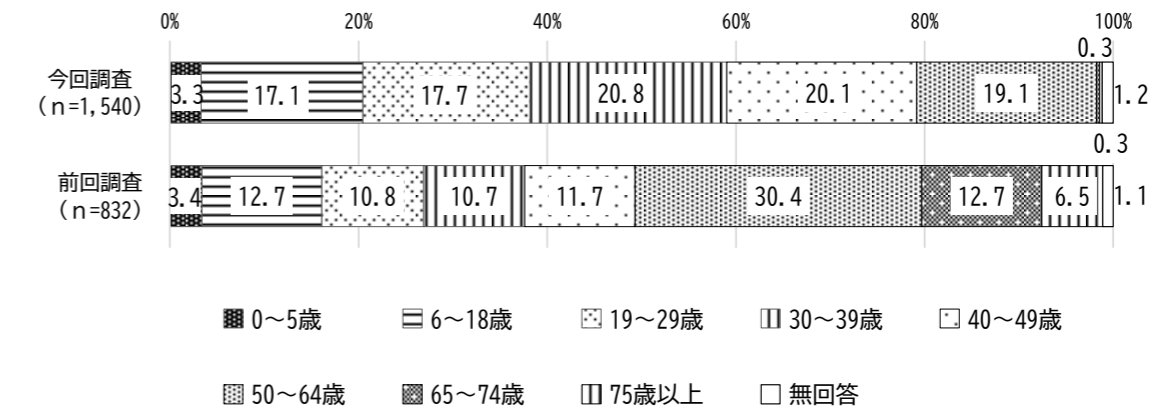


本人の属性

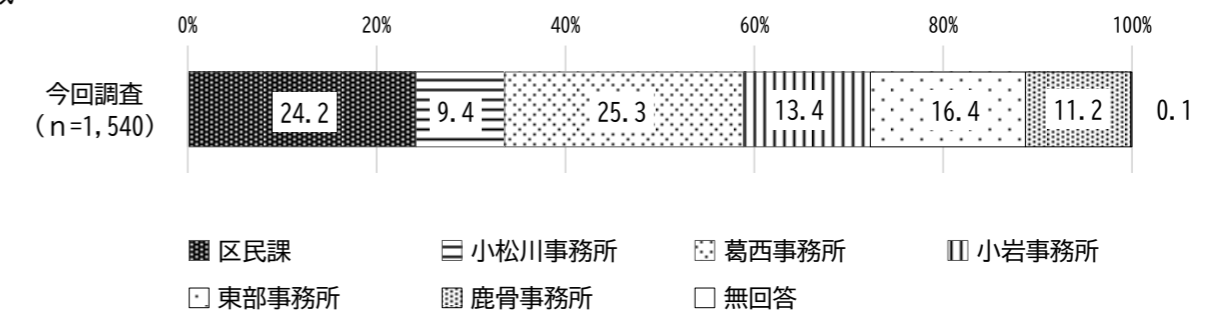
①性別



②年齢

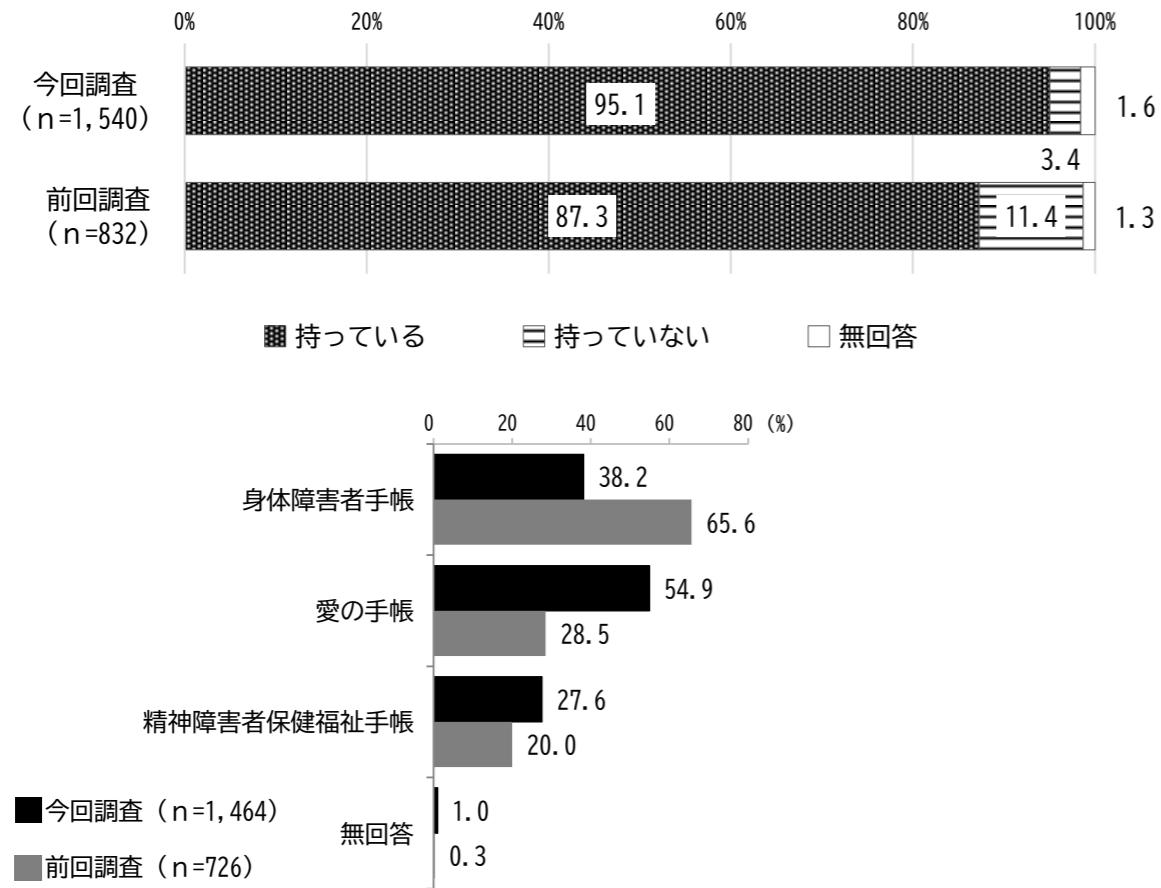


③居住地域

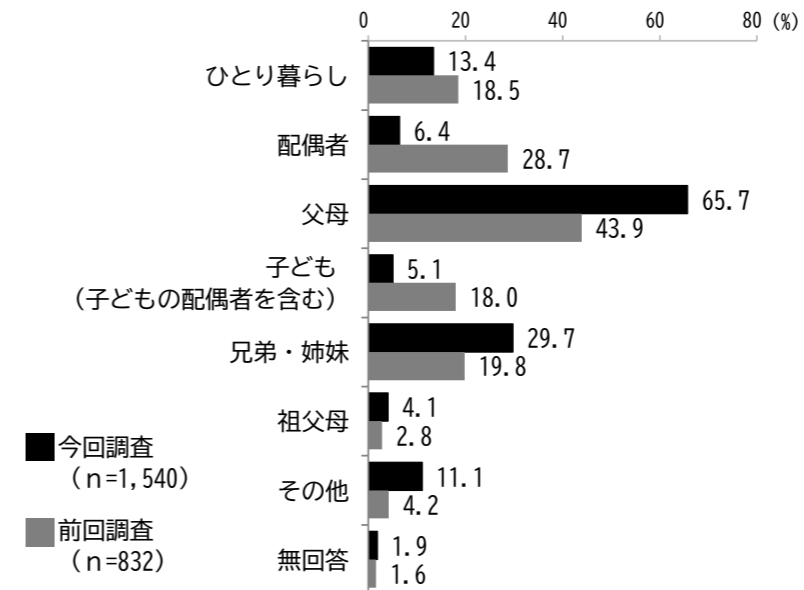


江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

④障害者手帳

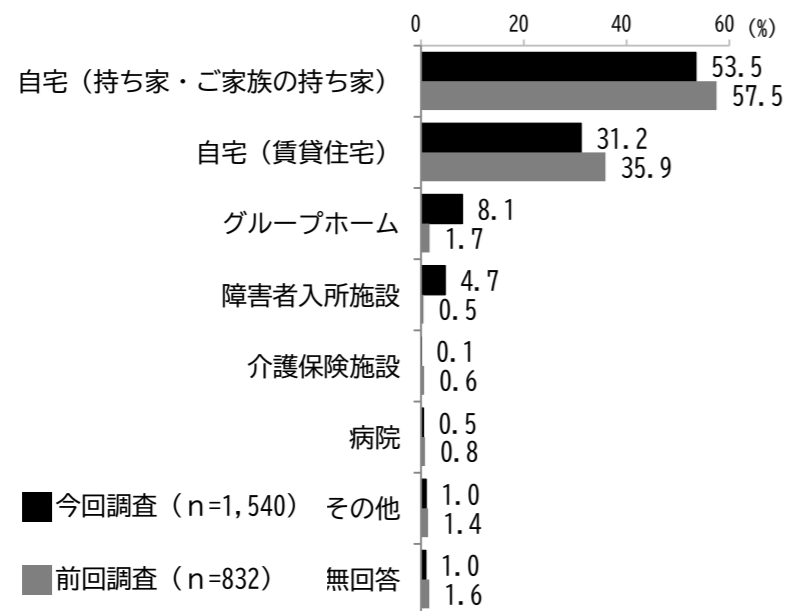


問4 あなたはどなたとお住まいですか。(あてはまるものすべてに○)



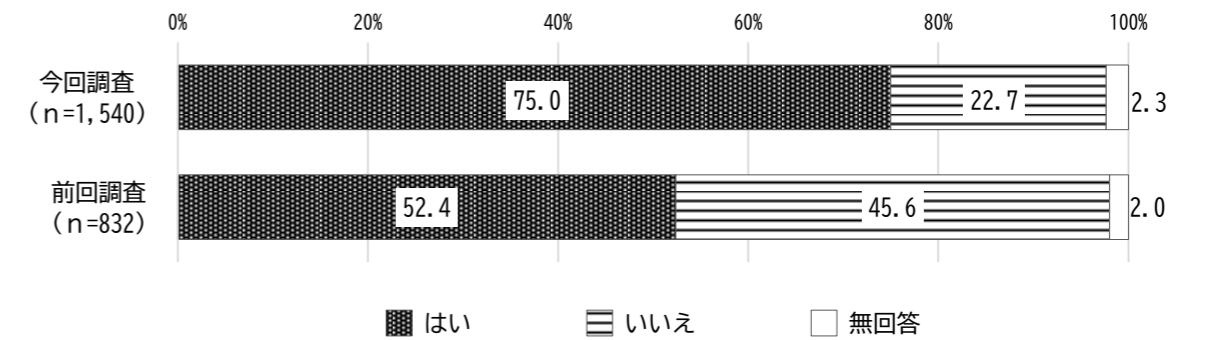
◆ 前回調査と比較して、「父母」、「兄弟・姉妹」など、家族の割合が高くなっている。

問3 あなたは現在どこで生活していますか。(1つに○)



◆ 前回調査と比較して、「グループホーム」、「障害者入所施設」の割合が高くなっている。

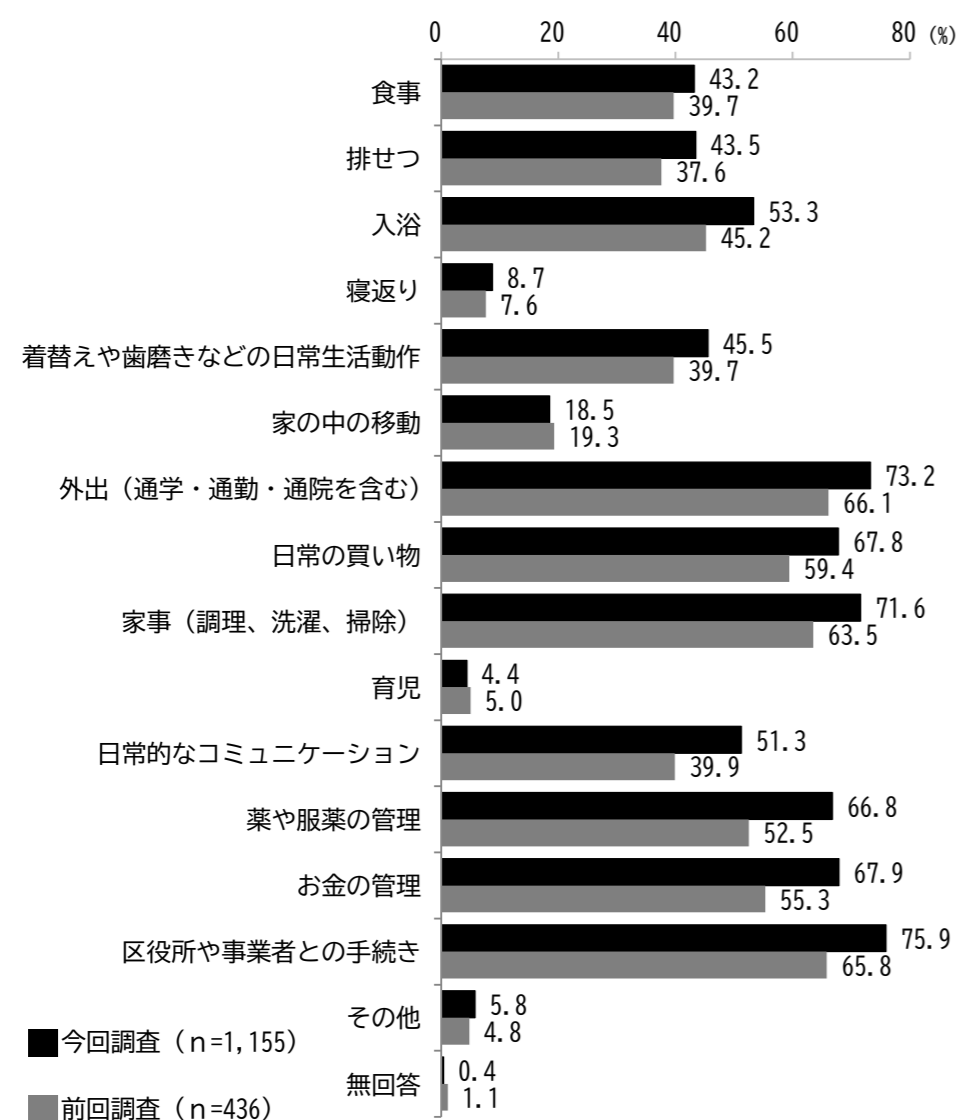
問9 あなたは普段の生活の中で、何らかの介助や手助けが必要ですか。(1つに○)



◆ 前回調査と比較して、「介助や手助けが必要な方」が、22.6%高くなっている。

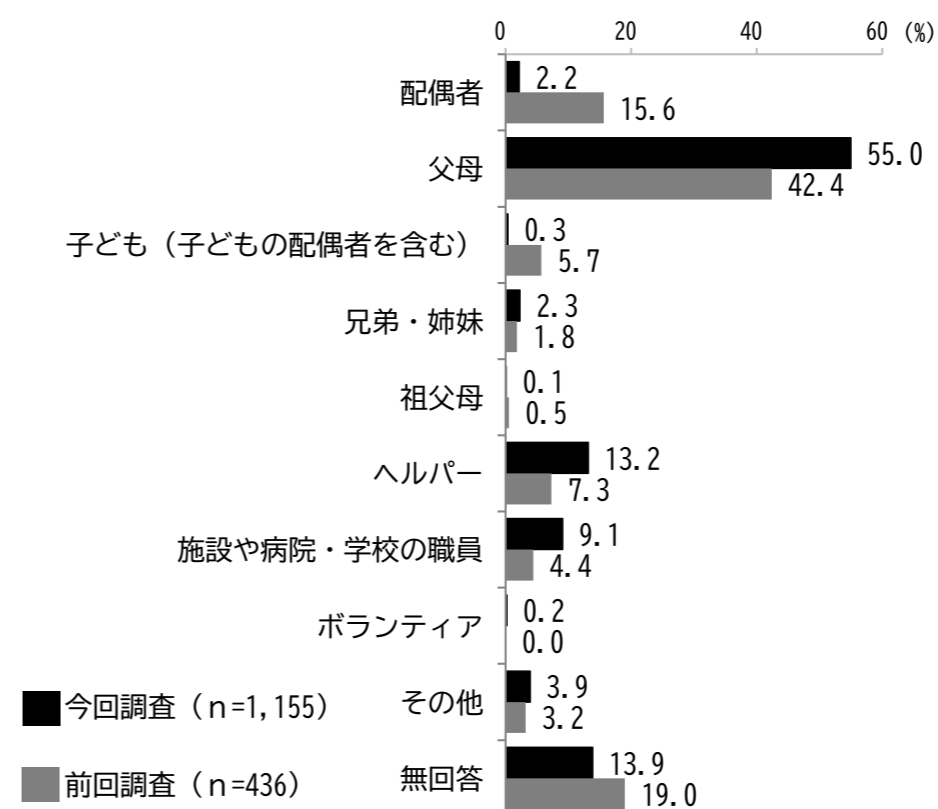
江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問 9-1 どのような場面で介助や手助けが必要ですか。(あてはまるものすべてに○)



◆ 前回調査と比較して、多くの項目で「介助や手助け」が必要となっている。

問 9-2 介助や手助けをしている方は、主にどなたですか。(主なもの1つに○)

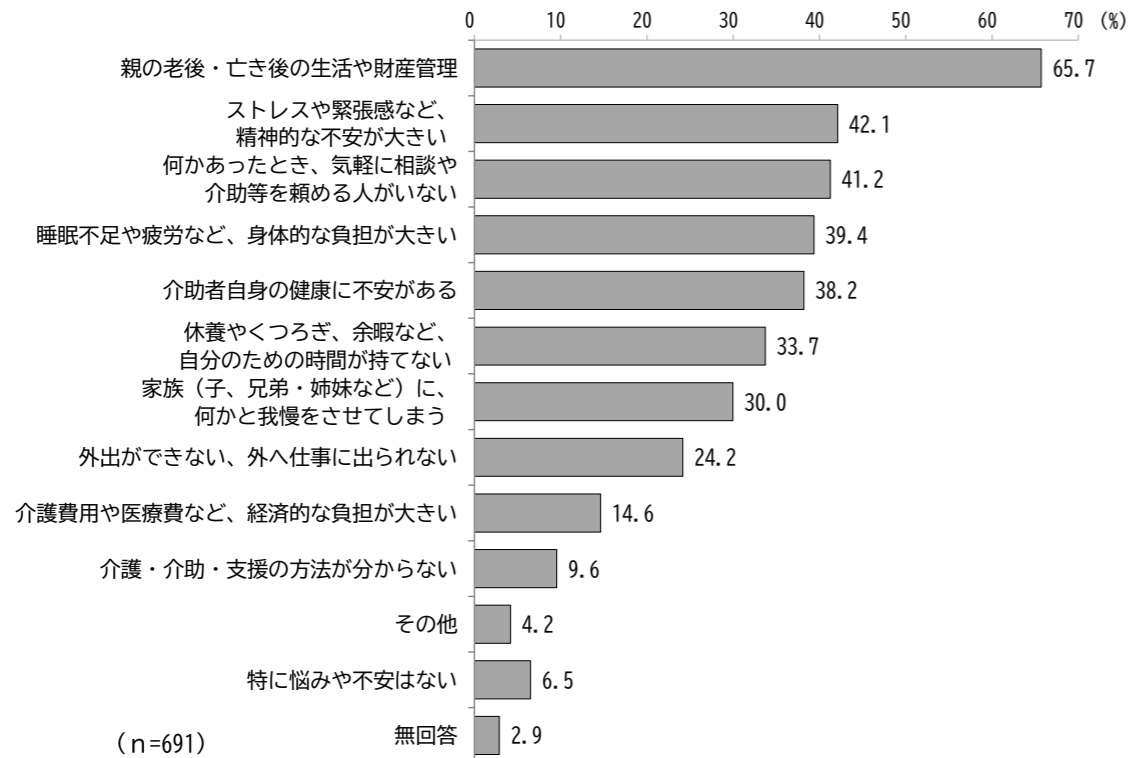


◆ 前回調査と比較して、「父母」が 12.6%ポイント、「ヘルパー」が 5.9%高くなっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

【介助者への質問】

問 10 介助にあたり、どのような悩みや不安がありますか。(あてはまるものすべてに○)



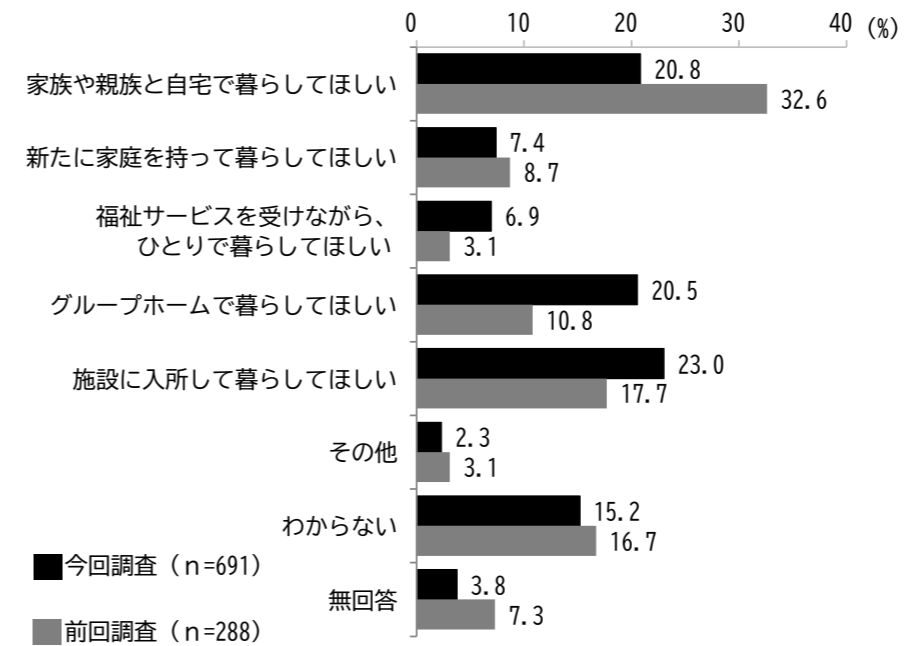
【参考:前回調査 上位3項目】

1	親の老後・亡き後の生活や財産管理	43.4%
2	ストレスや緊張感など、精神的な不安が大きい	41.7%
3	気軽に相談や介護等を頼める人がいない	41.2%

◆ 前回調査と比較して、「親の老後・亡き後の生活や財産管理」が 22.3%高くなっている。

【介助者への質問】

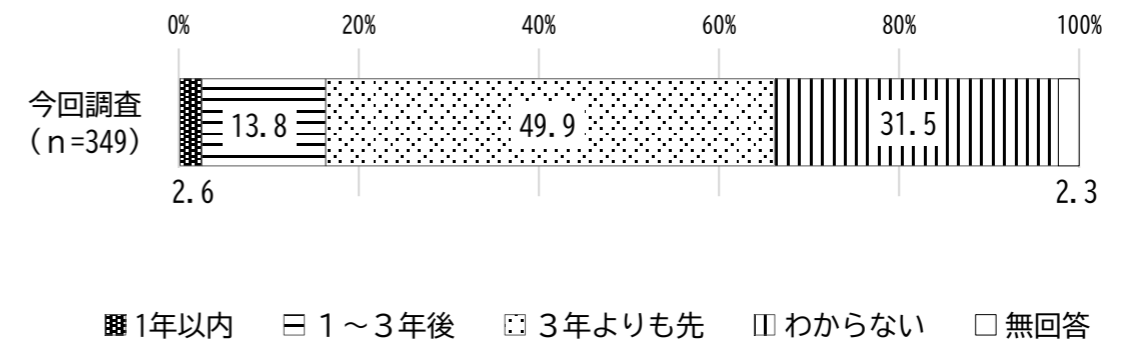
問 11 将来どのように暮らしてほしいと考えていますか。(1つに○)



◆ 前回調査と比較すると、「グループホームで暮らしてほしい」が9.7%高く、「家族や親族と自宅で暮らしてほしい」が 11.8%低くなっている。

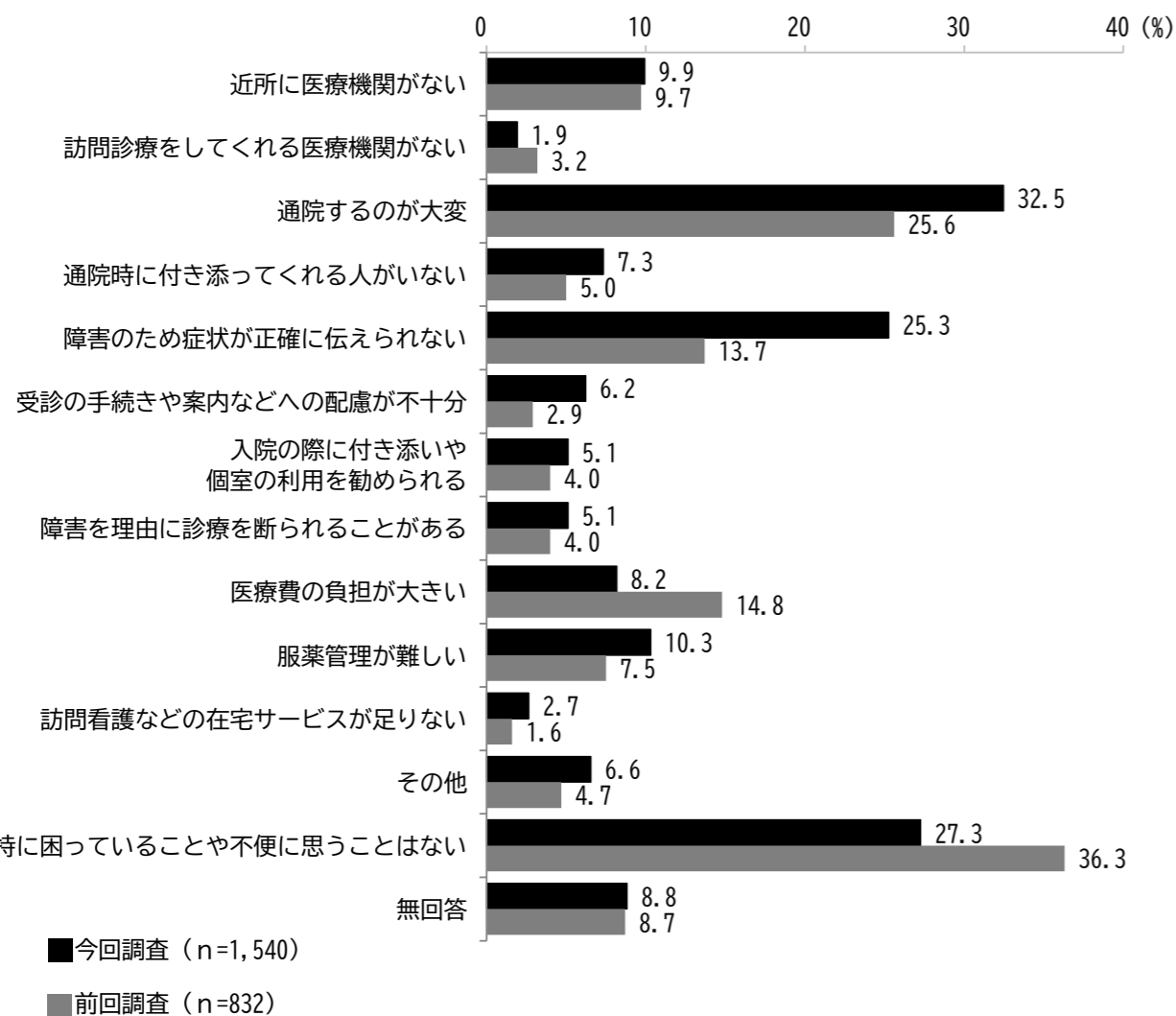
【介助者への質問】

問 11-1 それは、何年後くらいを考えていますか?(1つに○)



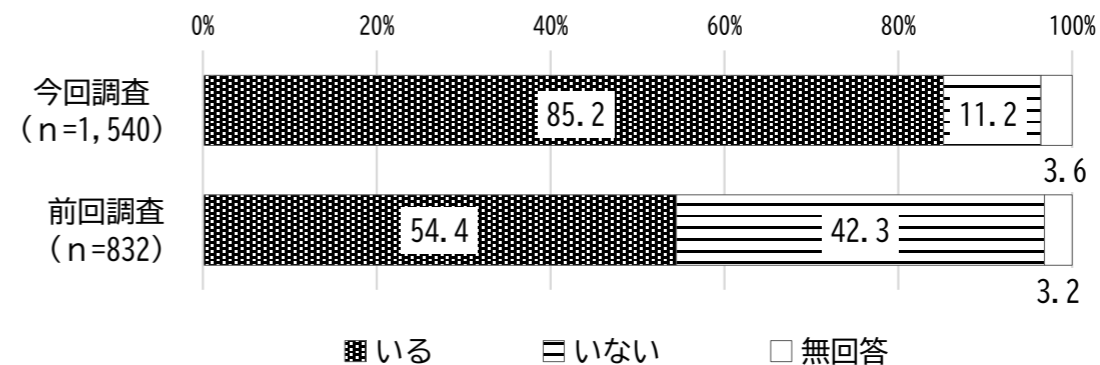
江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問 14 健康管理や医療について、困ったり不便に思ったりすることはありますか。



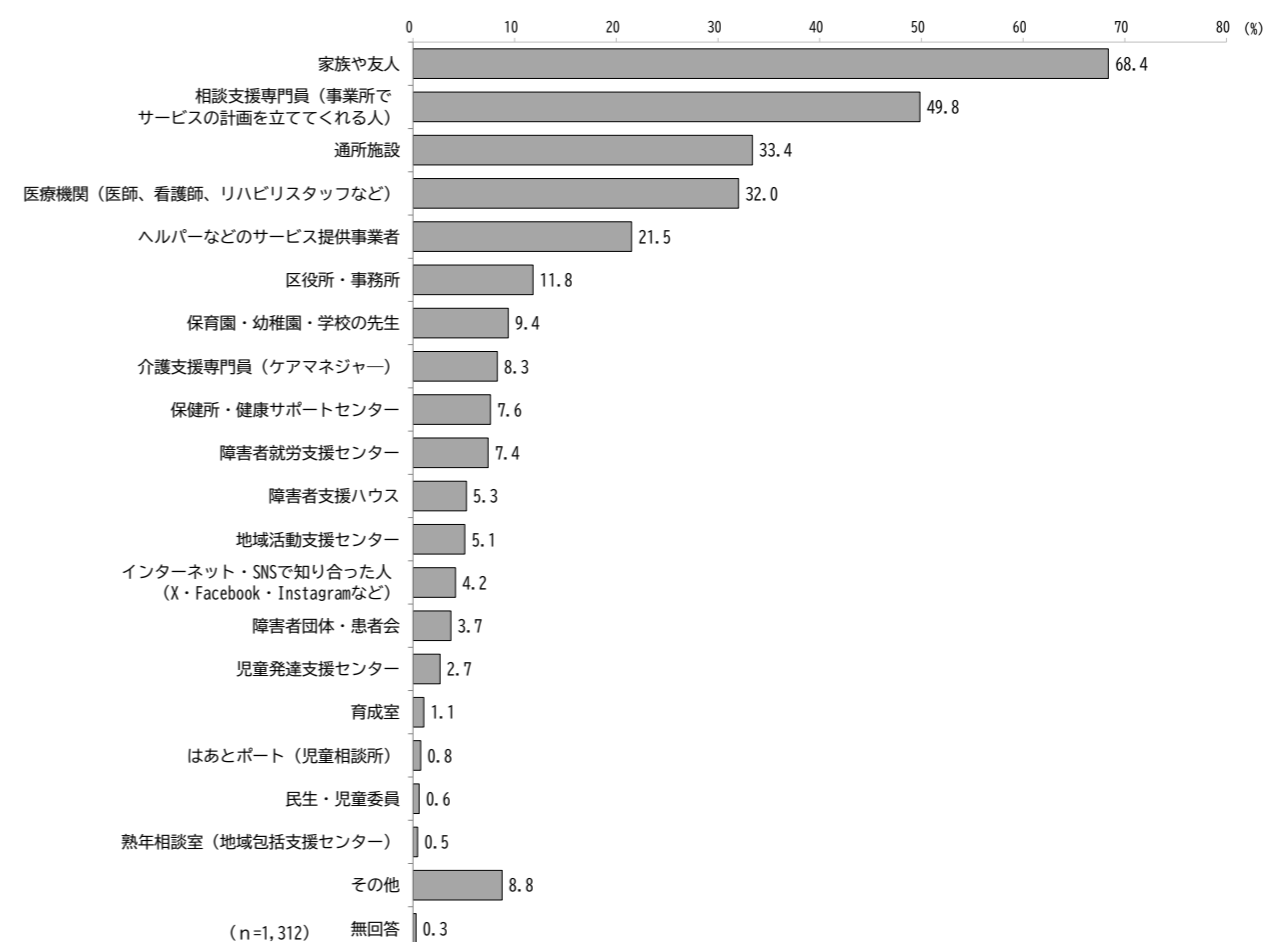
◆ 前回調査と比較して、「障害のため症状が正確に伝えられない」が 11.6%増加している。

問 15 日常生活において困っていることを相談する人はいますか。(1つに○)



◆ 前回調査と比較して、「相談者がいる」が 30.8%高くなっている。

問 15-1 相談相手(場所)は、次のうちどれにあたりますか。(あてはまるものすべてに○)

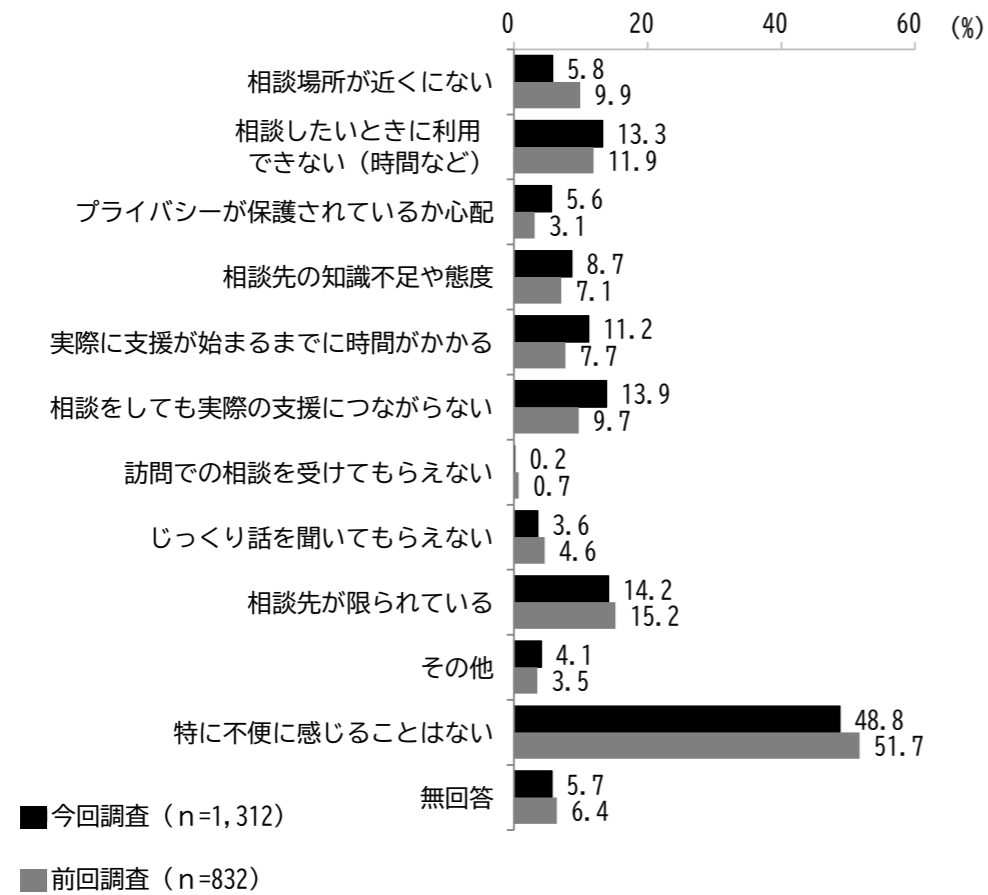


◆ 前回調査と比較して、前回は選択肢のなかった「家族や友人」が最も高く、「相談支援専門員(事業所でサービスの計画を立ててくれる人)」が 20.2%、「通所施設」が 13.3%高くなっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

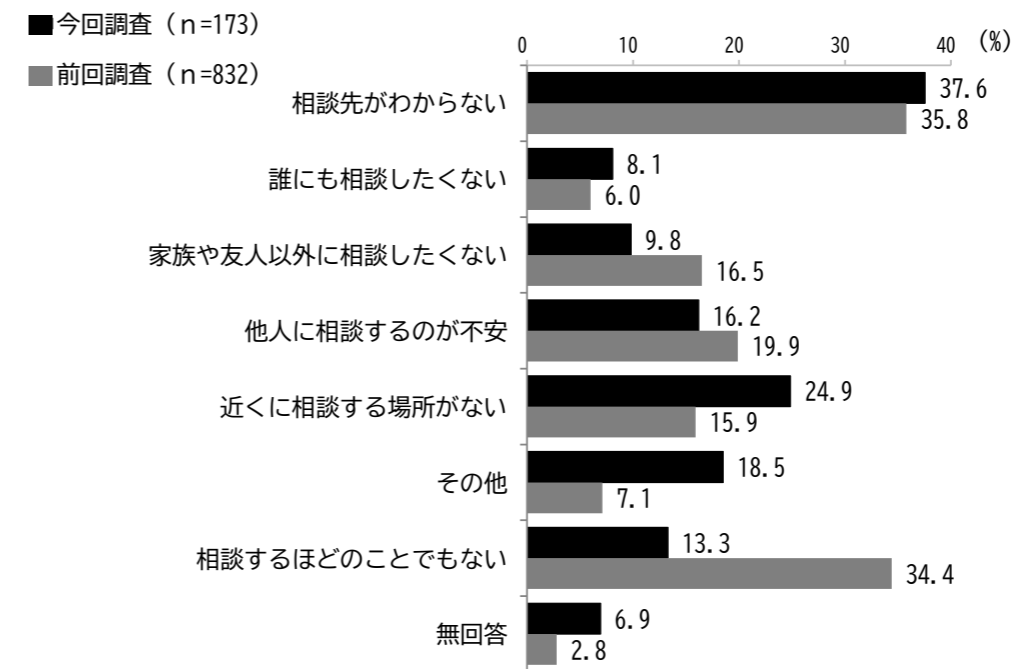
問 15-2 悩み事や心配事を相談する場合に不便に感じていることがありますか。

(あてはまるもの3つに○)



◆ 今回調査では、「特に不便に感じることはない」が48.8%と最も高く、次いで「相談先が限られている」が14.2%、「相談をしても実際の支援につながらない」が13.9%となっている。

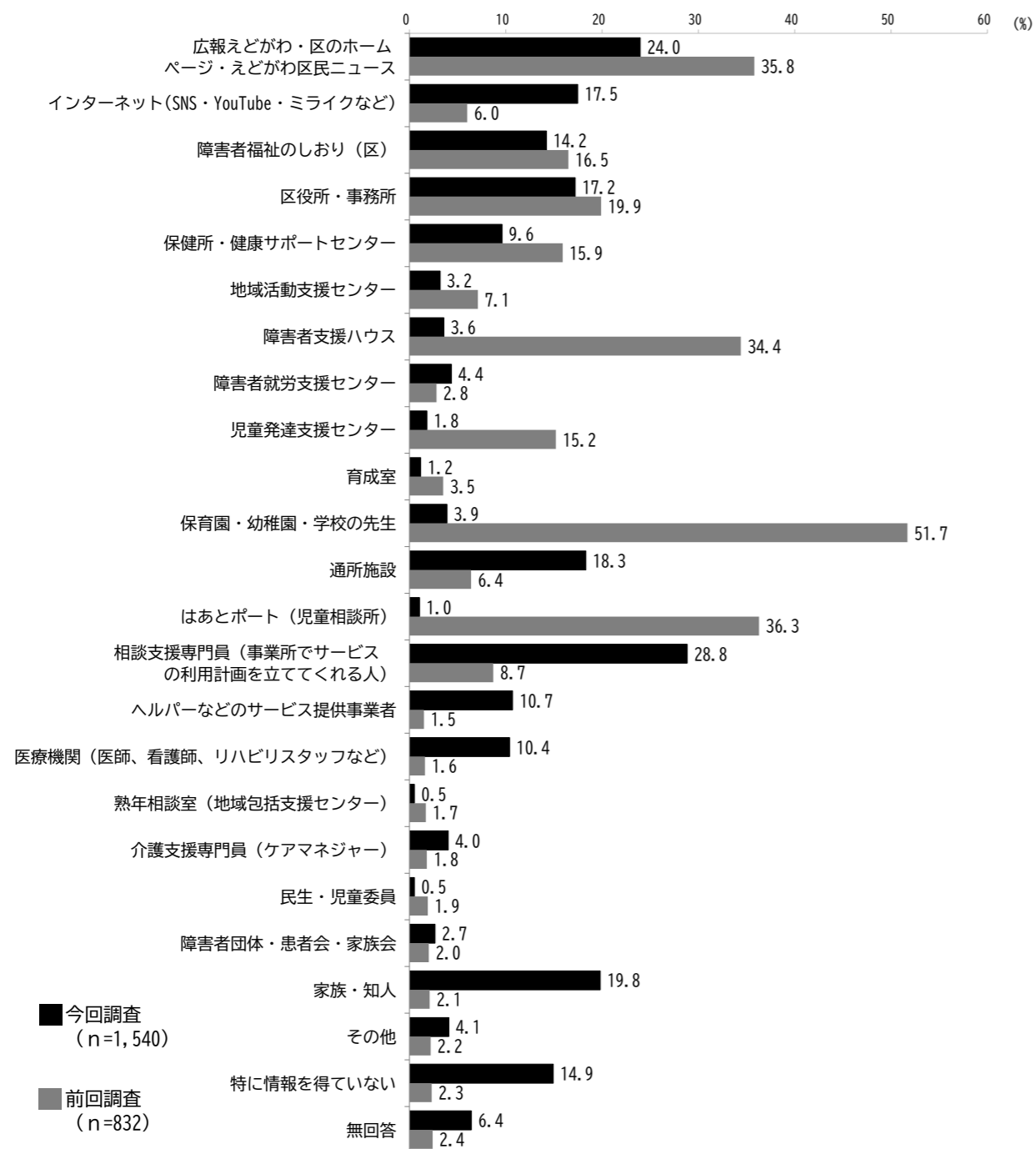
問 15-3 相談相手がない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



◆ 前回調査と比較して、「近くに相談する場所がない」が9.0%高くなっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

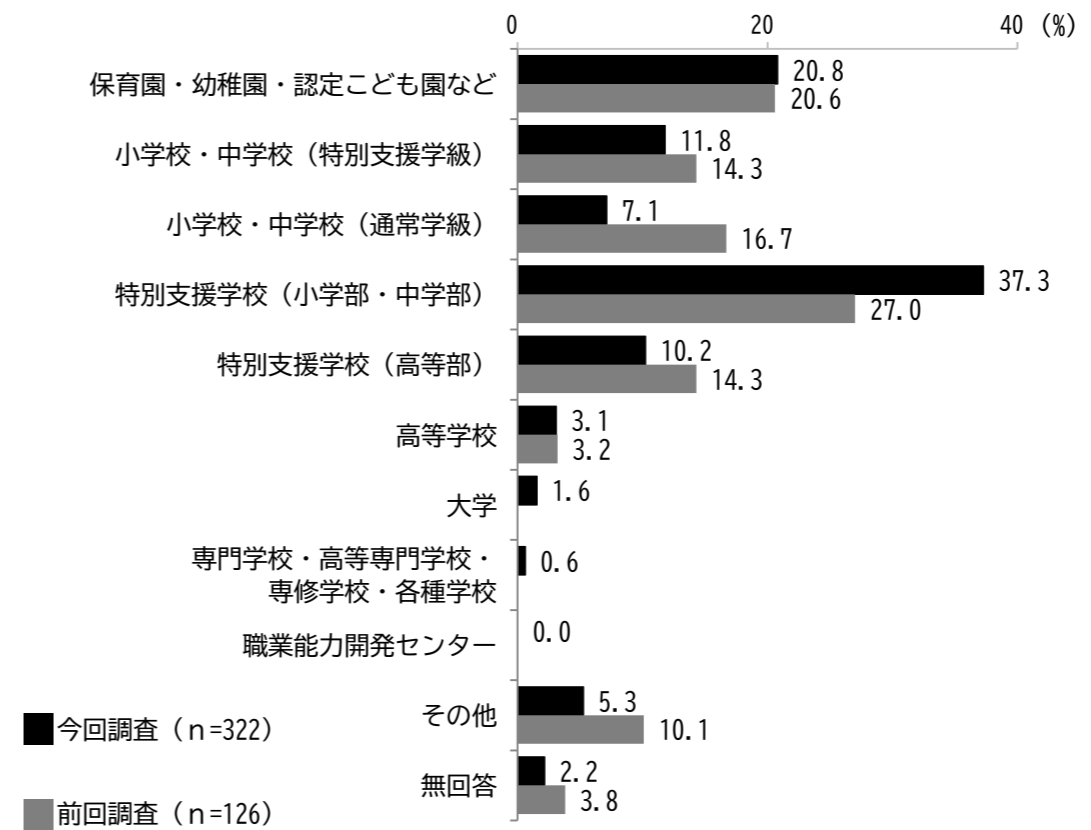
問 16 区の生活支援に関するサービスの情報は、どこから得ていますか。



◆ 前回調査と比較して、「相談支援専門員」が 16.3%、「通所施設」が 10.4%高くなっている。

【通園・通学している方への質問】

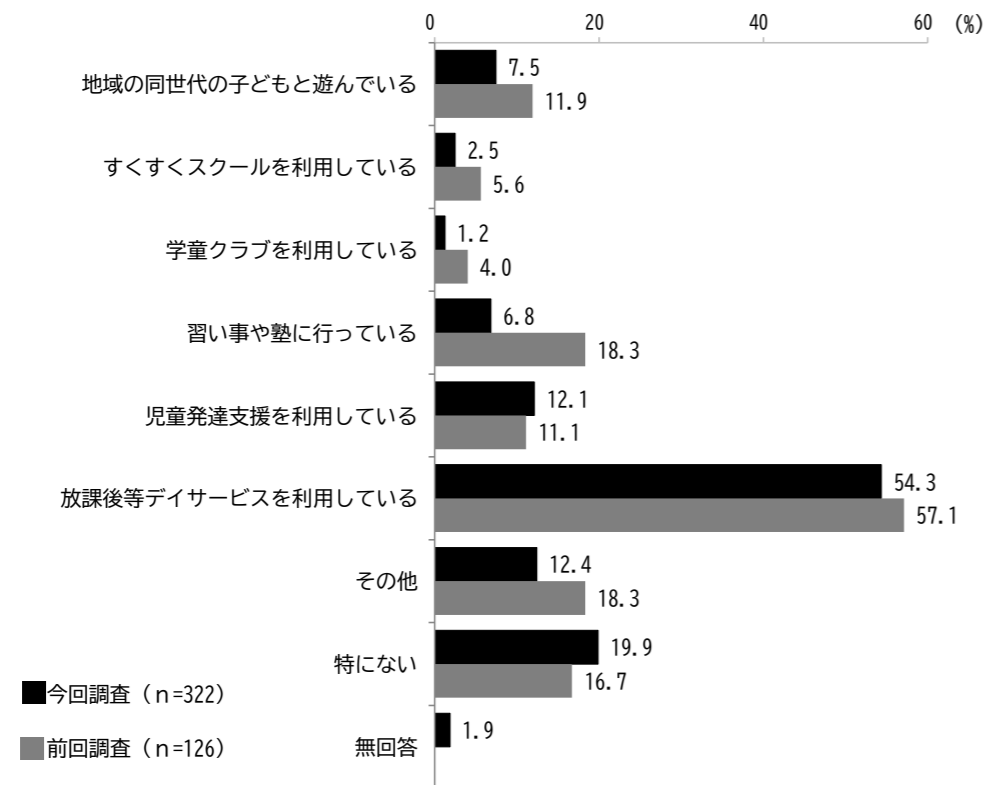
問 19 通園・通学しているところはどこですか。(1つに○)



◆ 前回調査と比較して、「特別支援学校(小学部・中学部)」が 10.3%高くなっている。

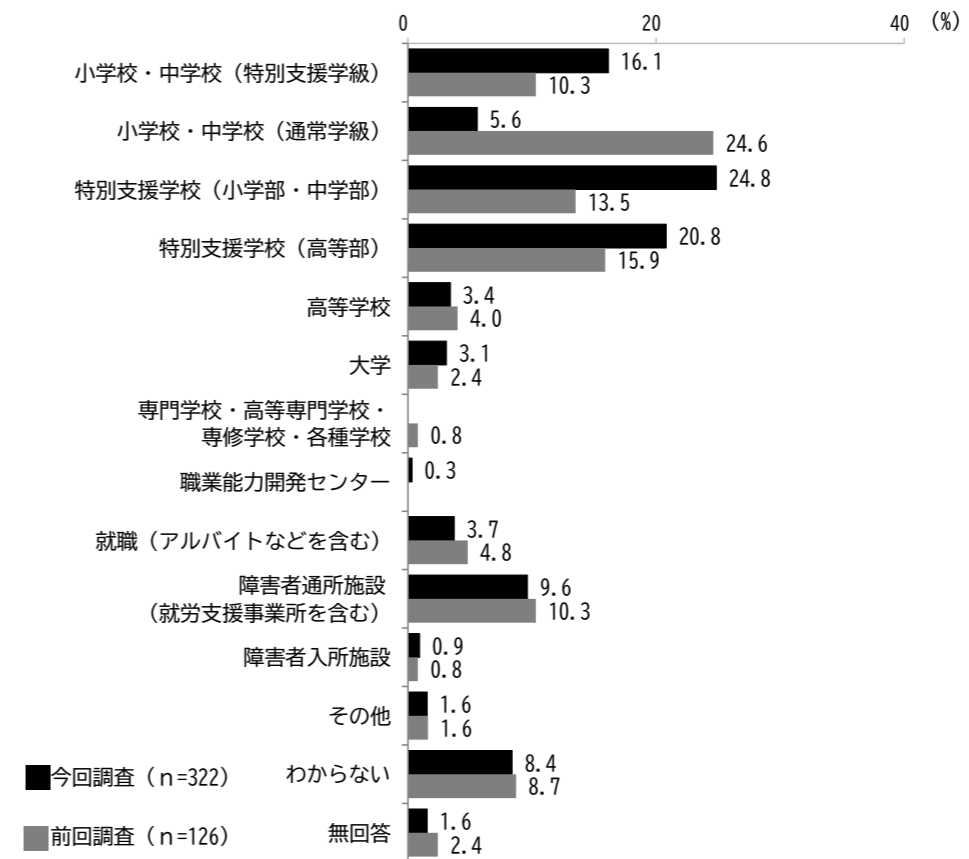
江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問 21 放課後や休みの日などの時間をどのように過ごしていますか。



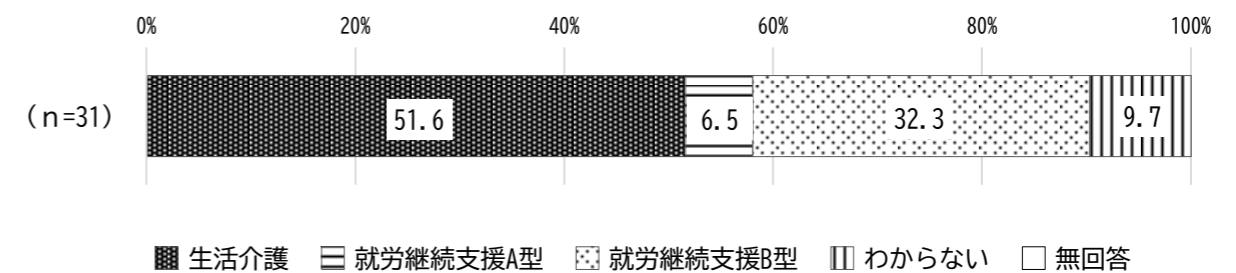
◆ 前回調査と比較して、「習い事や塾に行っている」が 11.5%低くなっている。

問 22 現在通っている学校などを卒業した後、どのような進路を希望しますか。(1つに○)



◆ 前回調査と比較して、特別支援学校(小学部・中学部)が 11.3%高くなっている。

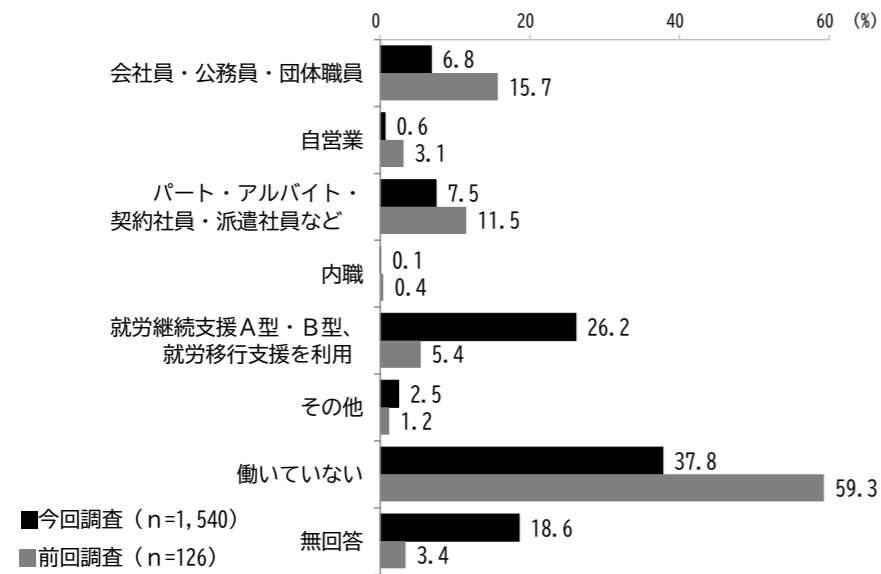
問 22-1 希望する障害者通所施設は、次のうちのどれにあたりますか。(1つに○)



◆ 「生活介護」が 51.6%と最も高く、次いで「就労継続支援 B 型」が 32.3%となっている。

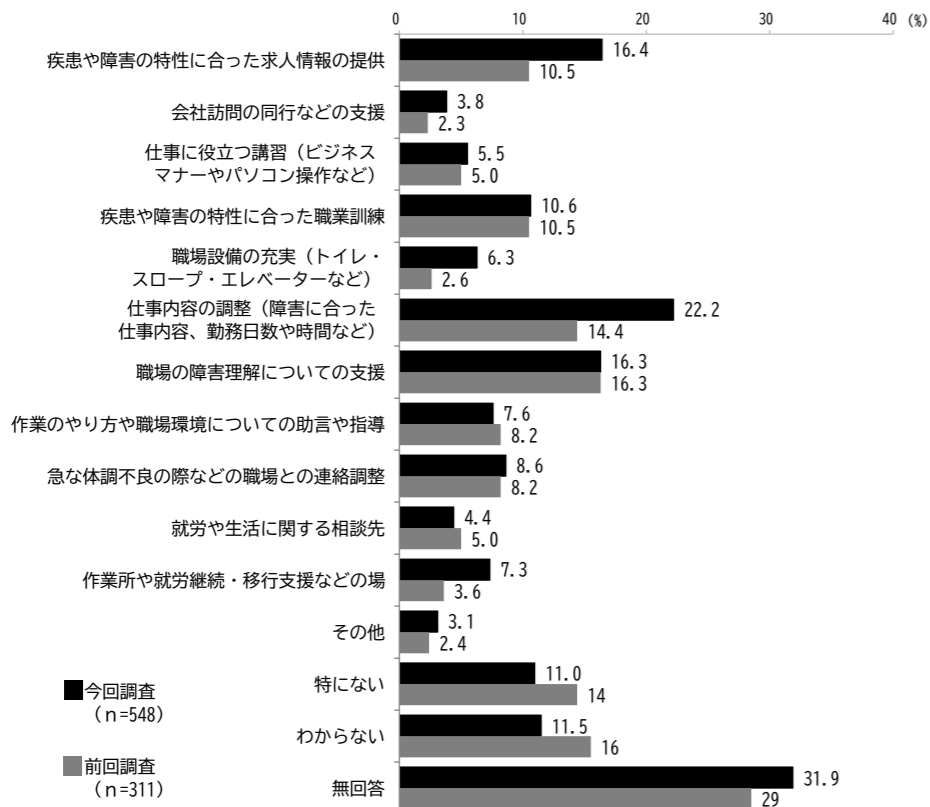
江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問 23 あなたは、現在、どのように働いていますか。(1つに○)



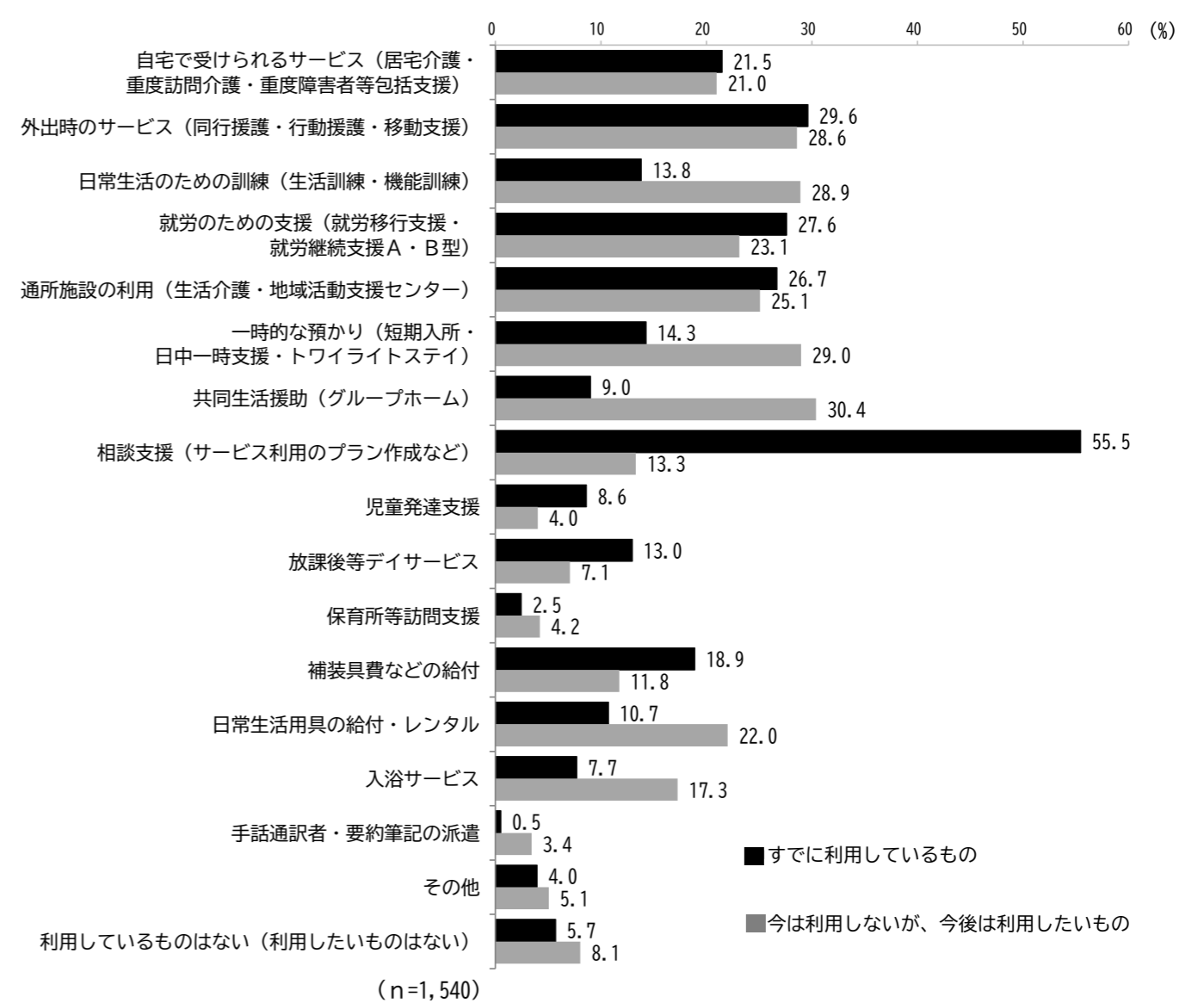
◆ 前回調査と比較して、「就労継続支援A型・B型、就労移行支援を利用」が20.8%高くなっている。

問 24 特にどのような支援があったら働きやすいと思いますか。(主にあてはまるもの3つまでに○)



◆ 前回調査と比較して、「仕事内容の調整」が7.8%高くなっている。

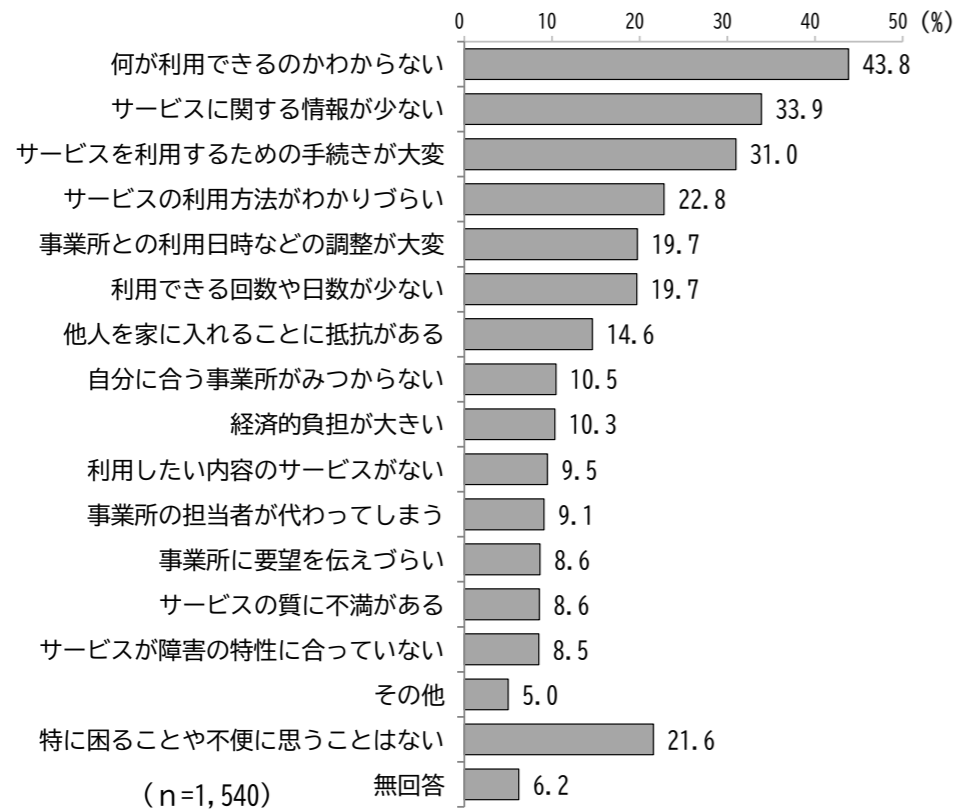
問 29 あなたは現在、障害福祉サービスを利用していますか。



◆ 今後は利用したいものは、「共同生活援助(グループホーム)」が30.4%と最も高く、次いで「一時的な預かり(短期入所・日中一時支援・トワイライトステイ)」が29.0%、「日常生活のための訓練(生活訓練・機能訓練)」が28.9%となっている。

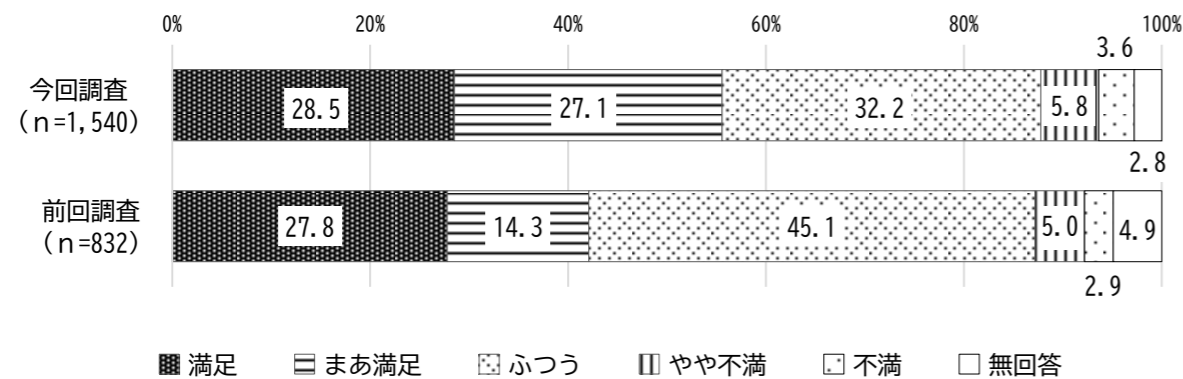
江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問 30 障害福祉サービスを利用する際、または利用しようとした際に、困ったり、不便だと思うことはありますか(あてはまるものすべてに○)



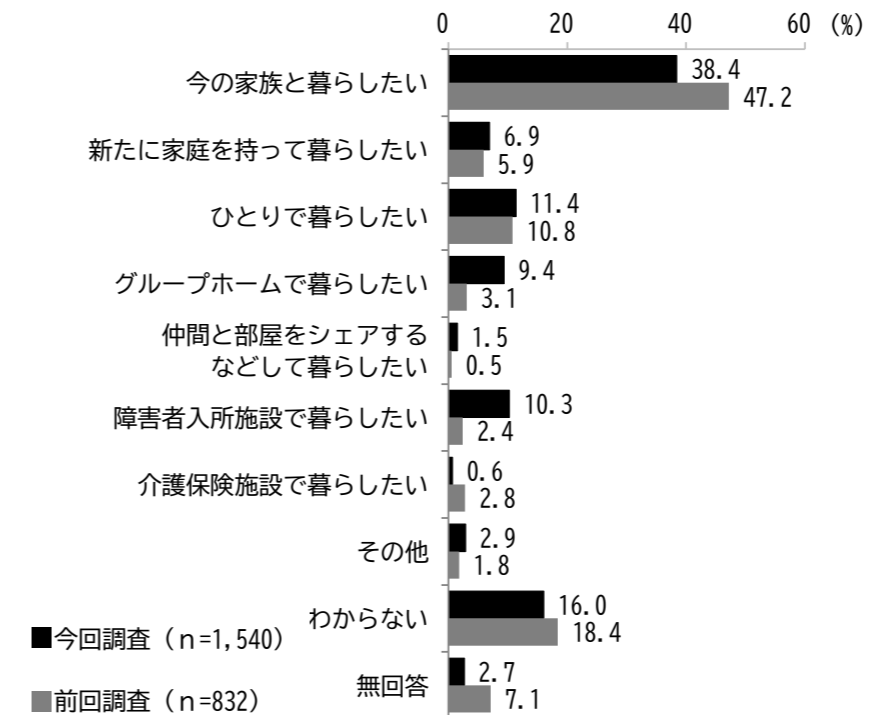
◆ 不便だと思うことについては、「何が利用できるのかわからない」が43.8%と最も高く、次いで「サービスに関する情報が少ない」が33.9%、「サービスを利用するための手続きが大変」が31.0%となっている。

問 35 あなたは、江戸川区での暮らしに満足していますか。(1つに○)



◆ 前回調査と比較して、「満足」と「まあ満足」を合計した割合は、13.5%高くなっている。

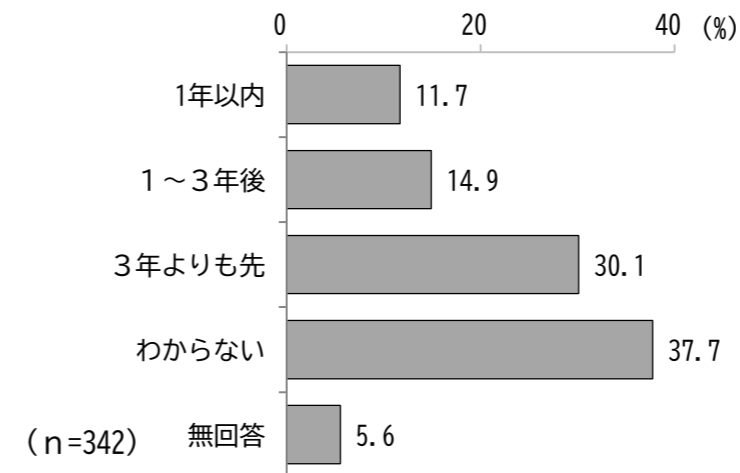
問 36 あなたは、将来どのように暮らしたいと考えていますか。(1つに○)



◆ 「今の家族と暮らしたい」が38.4%と最も高く、次いで「わからない」が16.0%、「ひとりで暮らしたい」が11.4%となっている。

【問36で「ひとりで暮らしたい」・「グループホーム」・「障害者入所施設」と回答した方】

問 36-1 それは、何年後くらいを考えていますか？(1つに○)

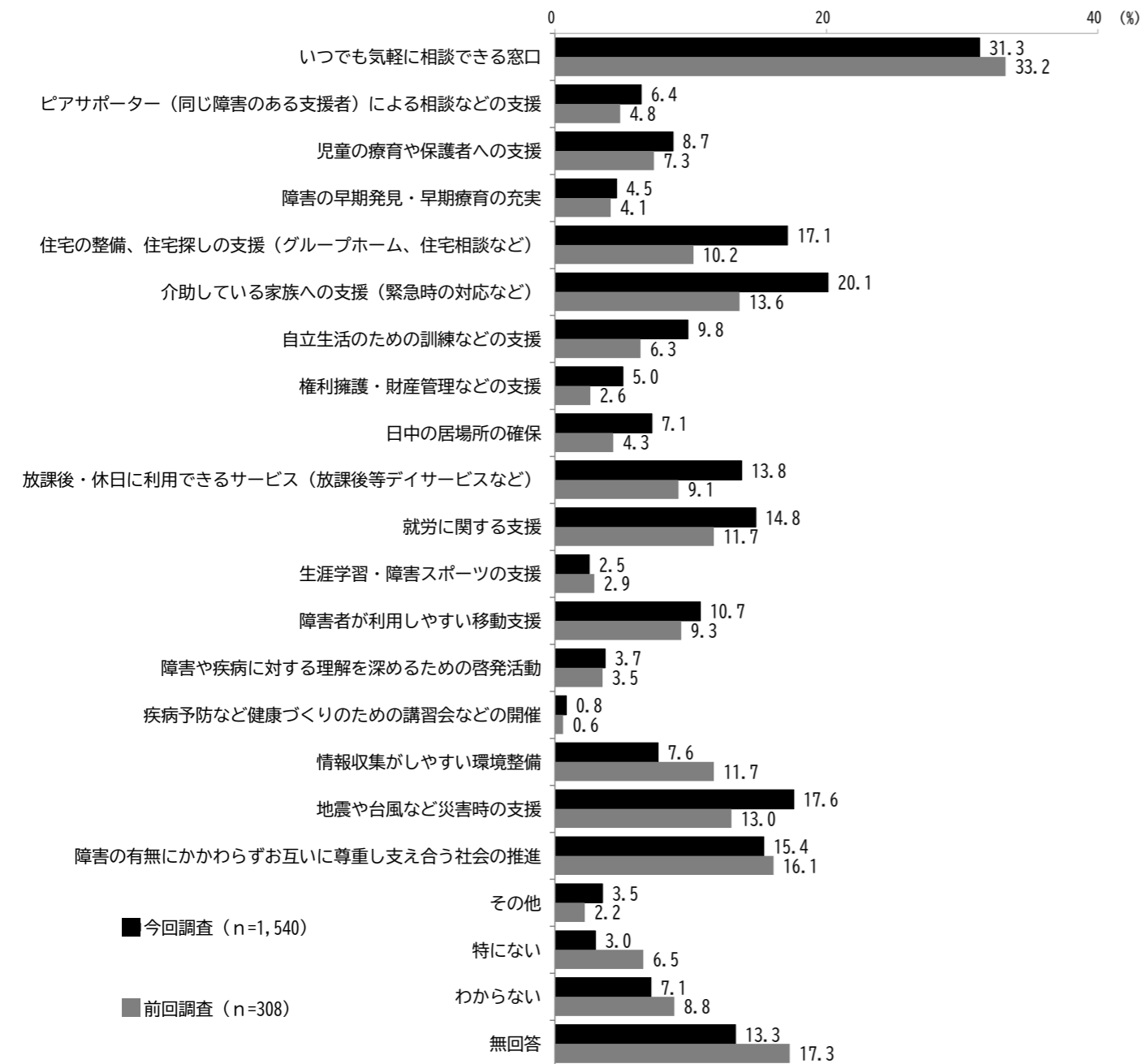


◆ 「わからない」が37.7%と最も高く、次いで「3年よりも先」が30.1%、「1～3年後」が14.9%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問 37 今後、区の障害者(児)福祉は、特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか。

(主にあてはまるもの3つまでに○)

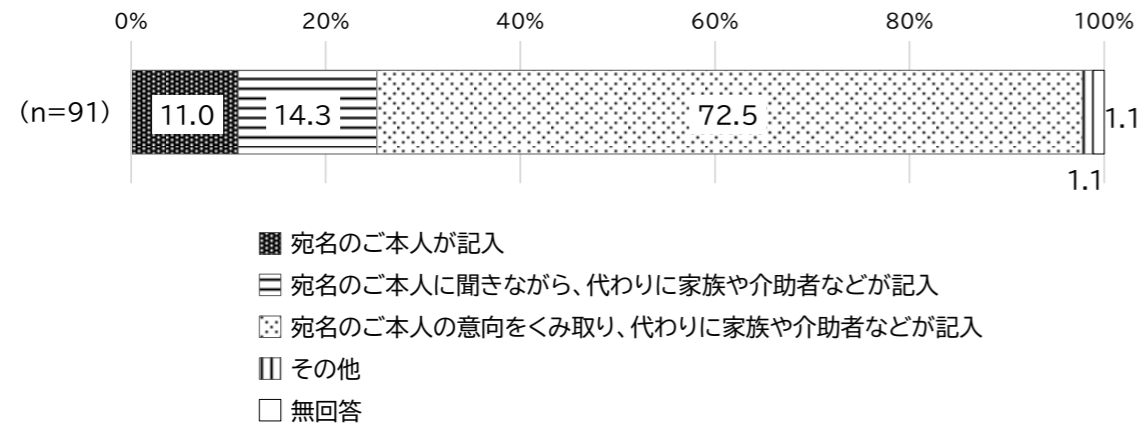


◆ 前回調査と比較して、「住宅の整備、住宅探しの支援(グループホーム、住宅相談など)」が 6.9%、「介助している家族への支援(緊急時の対応など)」が 6.5%増加している。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

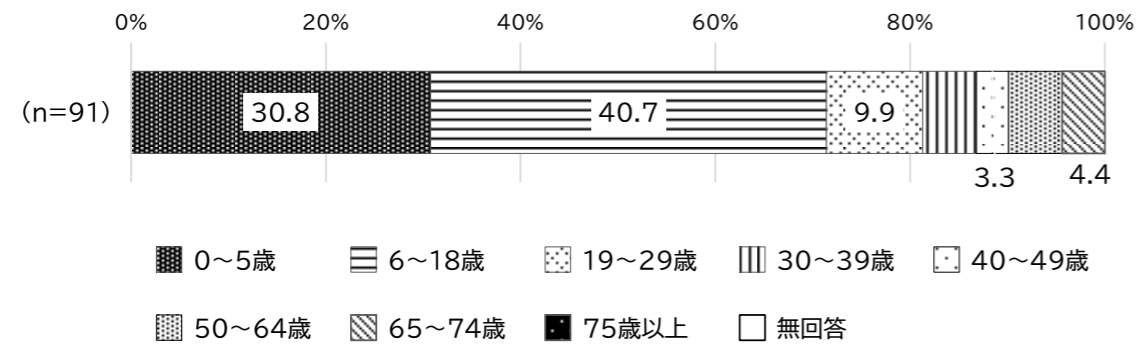
医療的ケア者・児調査 結果概要

回答者属性

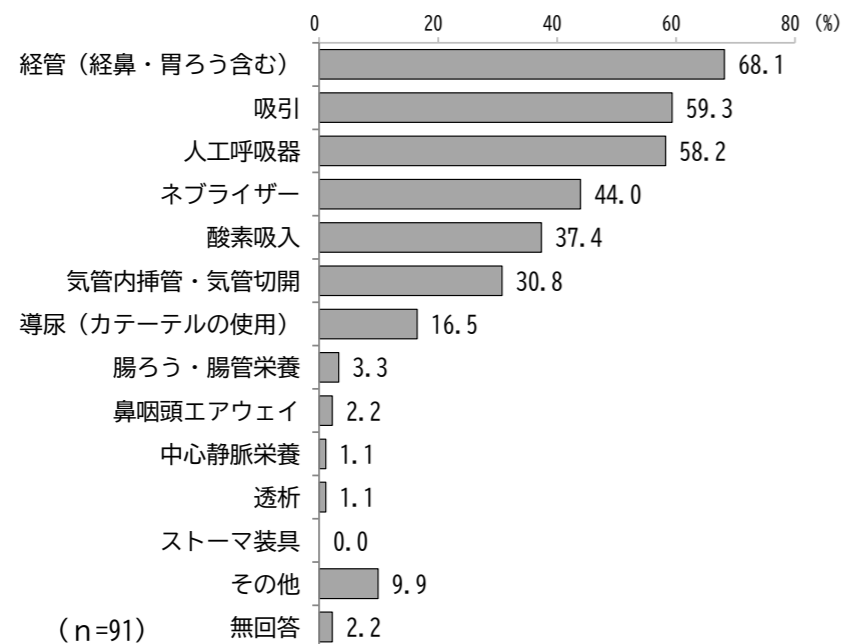


本人の属性

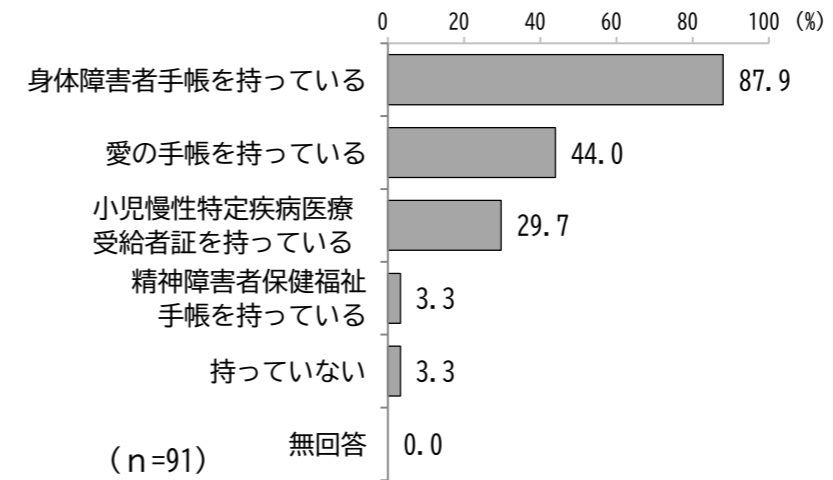
①年齢



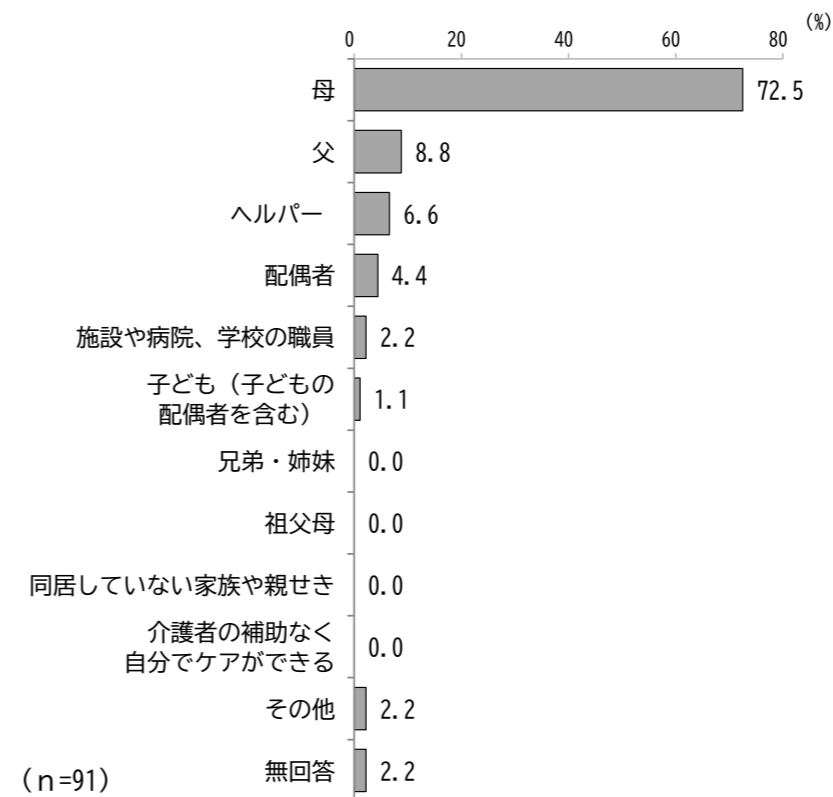
②必要とする医療ケア



③障害者手帳の有無



問7 介助や支援をしている方は、主にどなたですか。（主なもの1つに○）



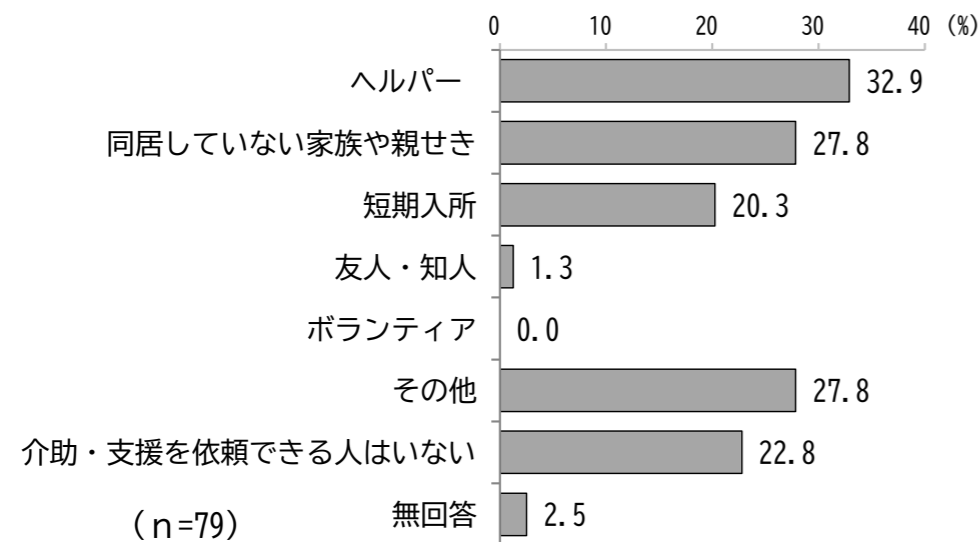
◆ 主な介助者・支援者は、「母」が72.5%と最も多く、次いで「父」が8.8%、「ヘルパー」が6.6%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

【介助者への質問】

問8 同居する家族以外の方に、介護や支援を依頼できる人や場所はありますか。

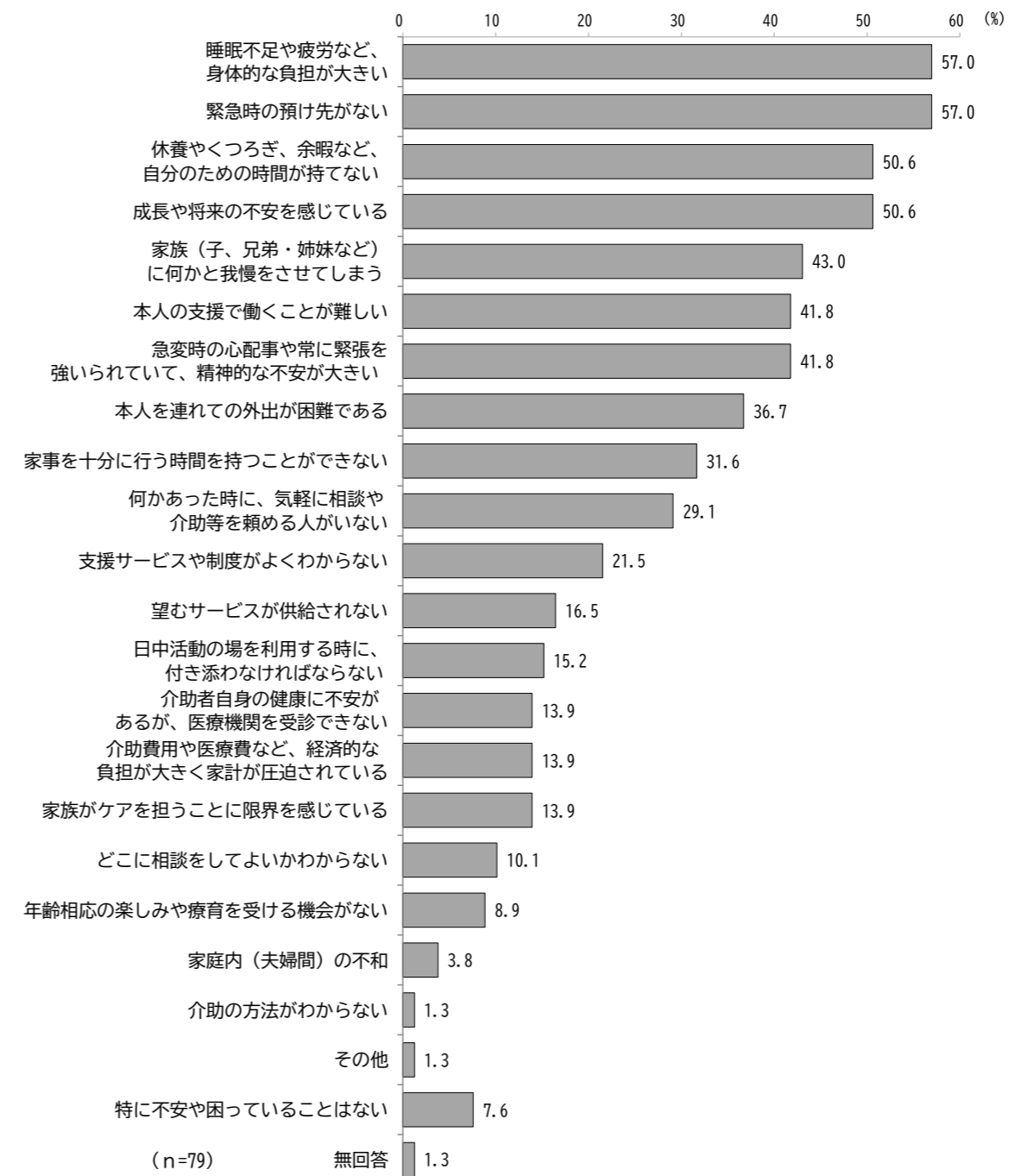
(あてはまるものすべてに○)



◆ 介護や支援を依頼できる人や場所は、「ヘルパー」が 32.9%と最も多く、次いで「同居していない家族や親せき」が 27.8%、「短期入所」が 20.3%となっている。

【介助者への質問】

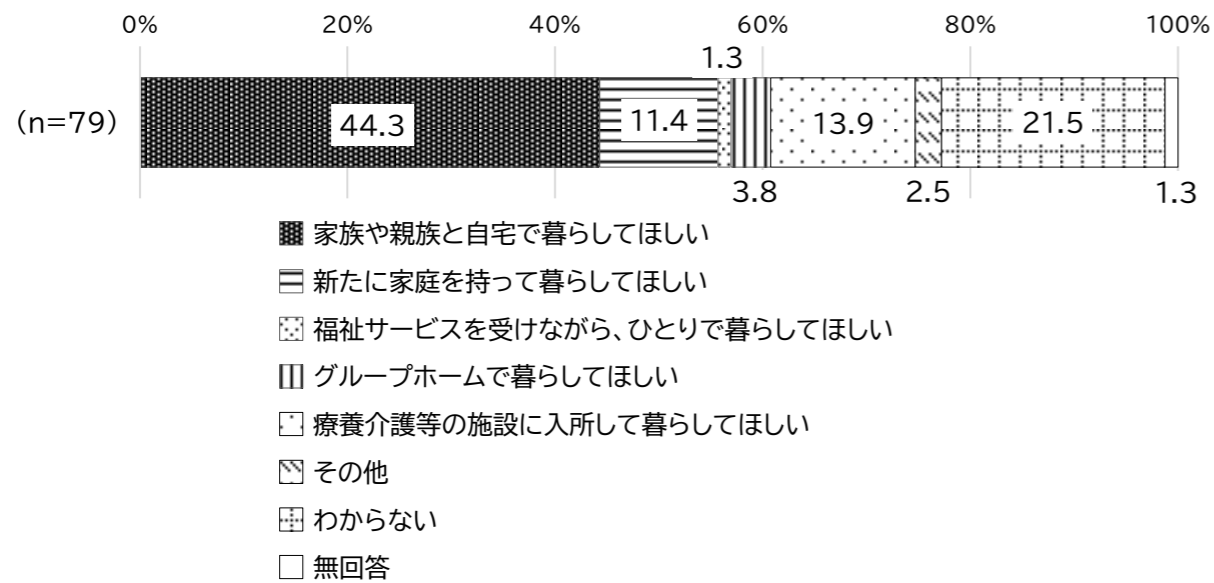
問10 介助にあたり、どのような悩みや不安がありますか。(あてはまるものすべてに○)



◆ 介助の悩みや不安は、「睡眠不足や疲労など、身体的な負担が大きい」、「緊急時の預け先がない」が 57.0%と最も多く、次いで「休養やくつろぎ、余暇など、自分のための時間が持てない」、「成長や将来の不安を感じている」が 50.6%となっている。

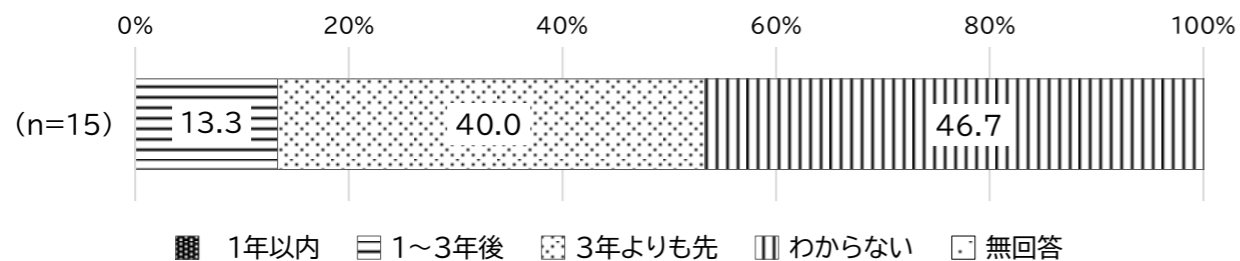
江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問 12 将来どのように暮らしてほしいと考えていますか。(1つに○)



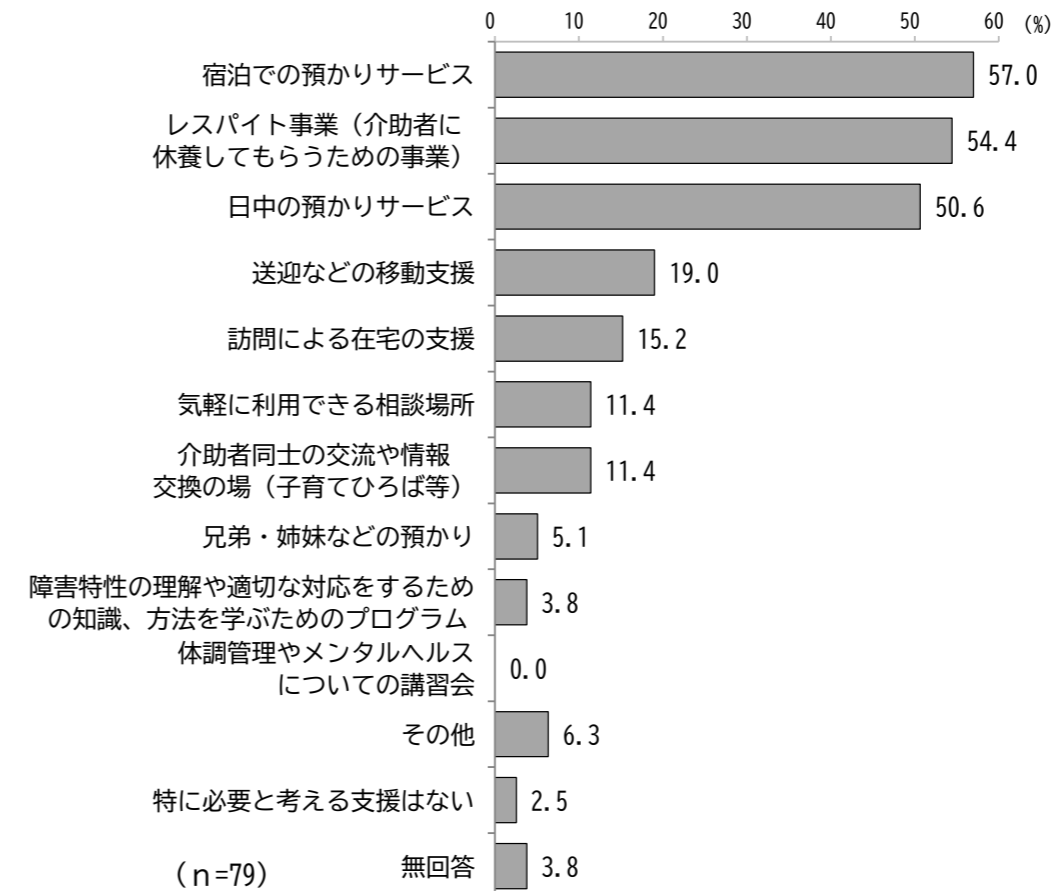
◆ 「家族や親族と自宅で暮らしてほしい」が44.3%と最も多く、次いで「わからない」が21.5%、「療養介護等の施設に入所して暮らしてほしい」が13.9%となっている。

問 12-1 それは、何年後くらいを考えていますか？(1つに○)



◆ 「わからない」が46.7%と最も多く、次いで「3年よりも先」が40.0%、「1~3年後」が13.3%となっている。

問 13 家族で介助する方への支援策として、今後充実してほしいことは何ですか。(あてはまるもの3つまで○)

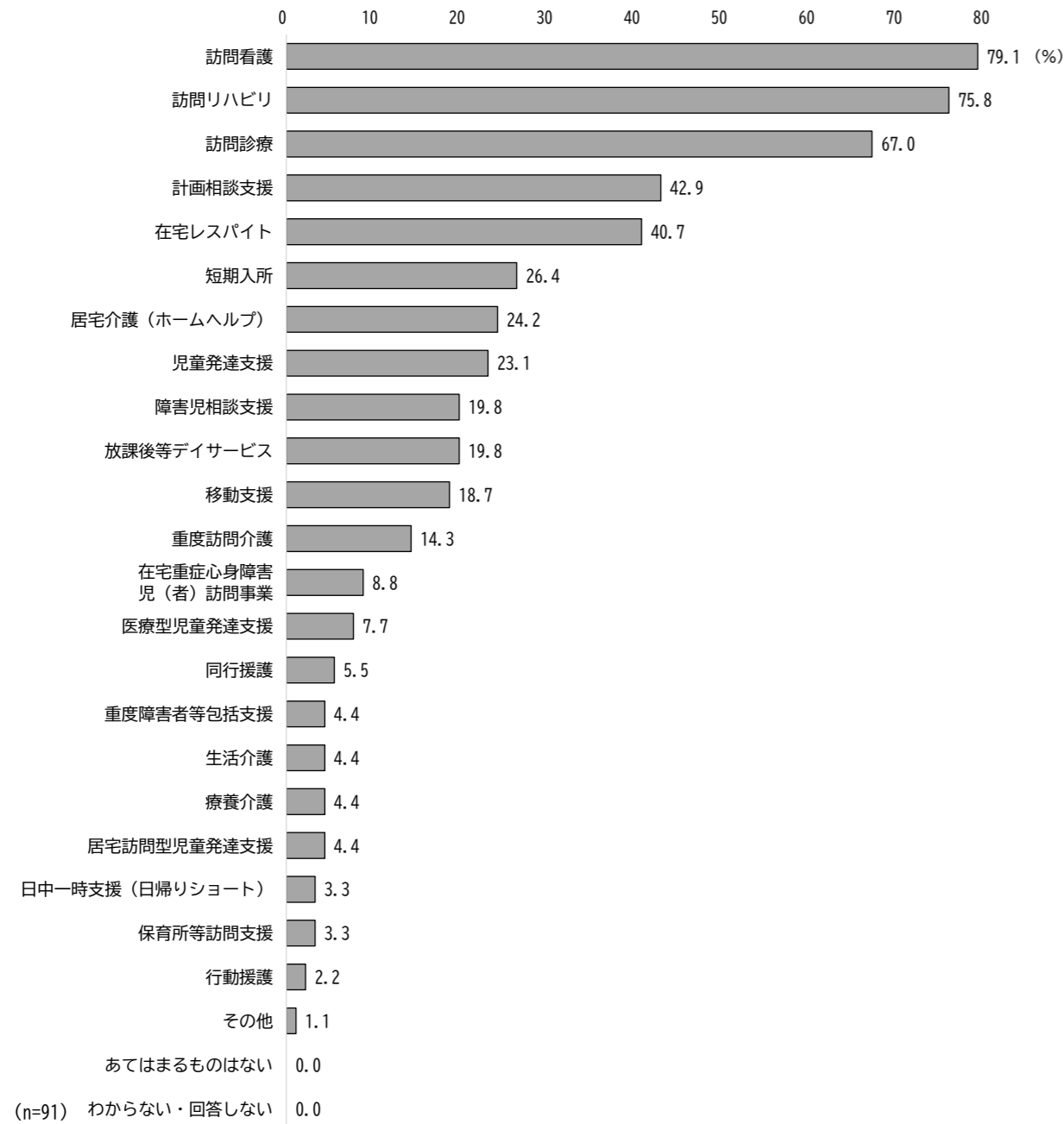


◆ 「宿泊での預かりサービス」が57.0%と最も多く、次いで「レスパイト事業」が54.4%、「日中の預かりサービス」が50.6%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

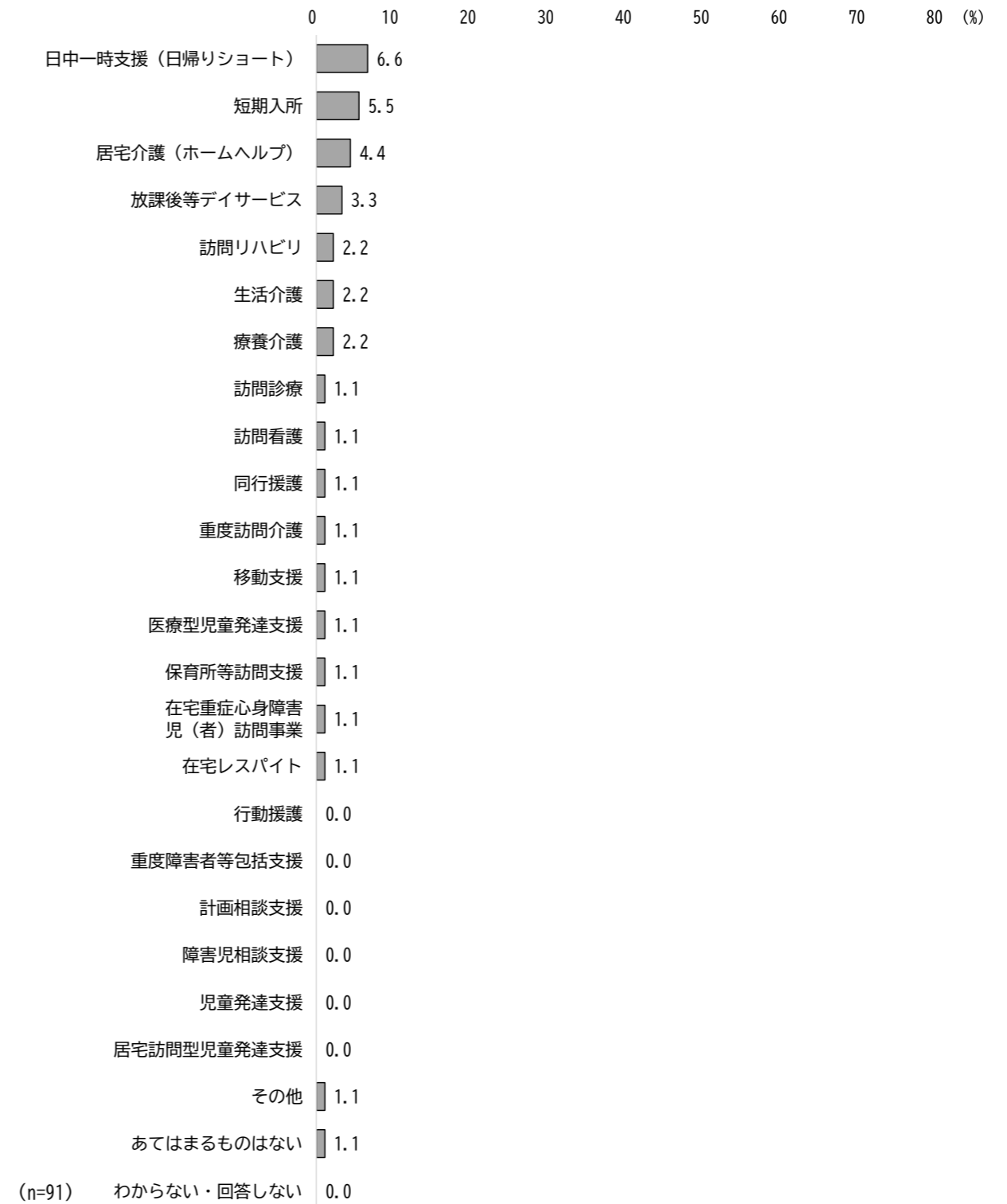
問 14 現在、在宅医療サービス、障害福祉サービスを利用していますか。

① すでに利用しているもの



◆ すでに利用しているサービスは、「宿泊での預かりサービス」が 57.0%と最も多く、次いで「レスパイト事業」が54.4%、「日中の預かりサービス」が50.6%となっている。

② 医療的ケアを理由に断られたもの

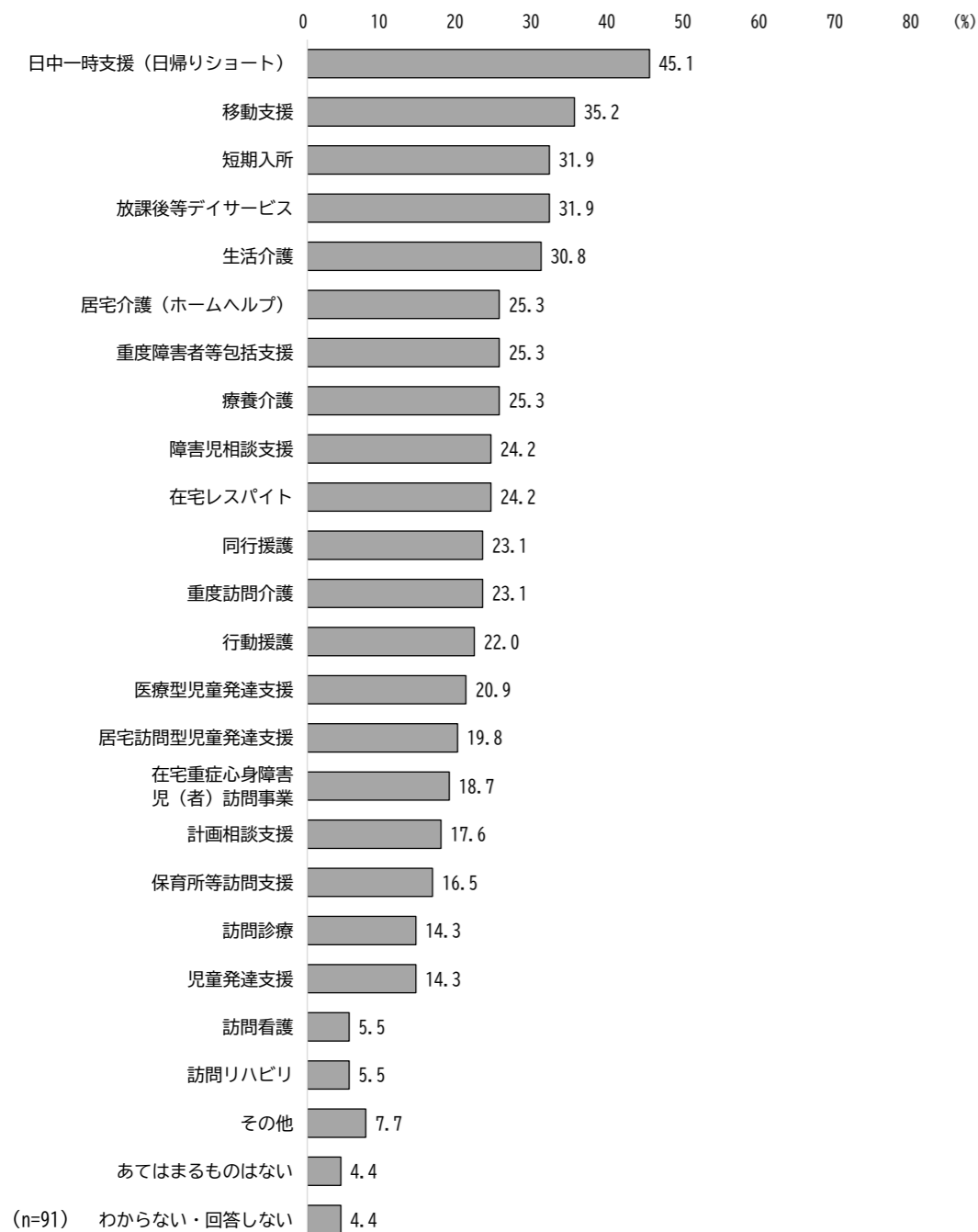


◆ 医療的ケアを理由に断られたものは、「日中一時支援(日帰りショート)」が 6.6%と最も多く、次いで「短期入所」が 5.5%、「居宅介護(ホームヘルプ)」が 4.4%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

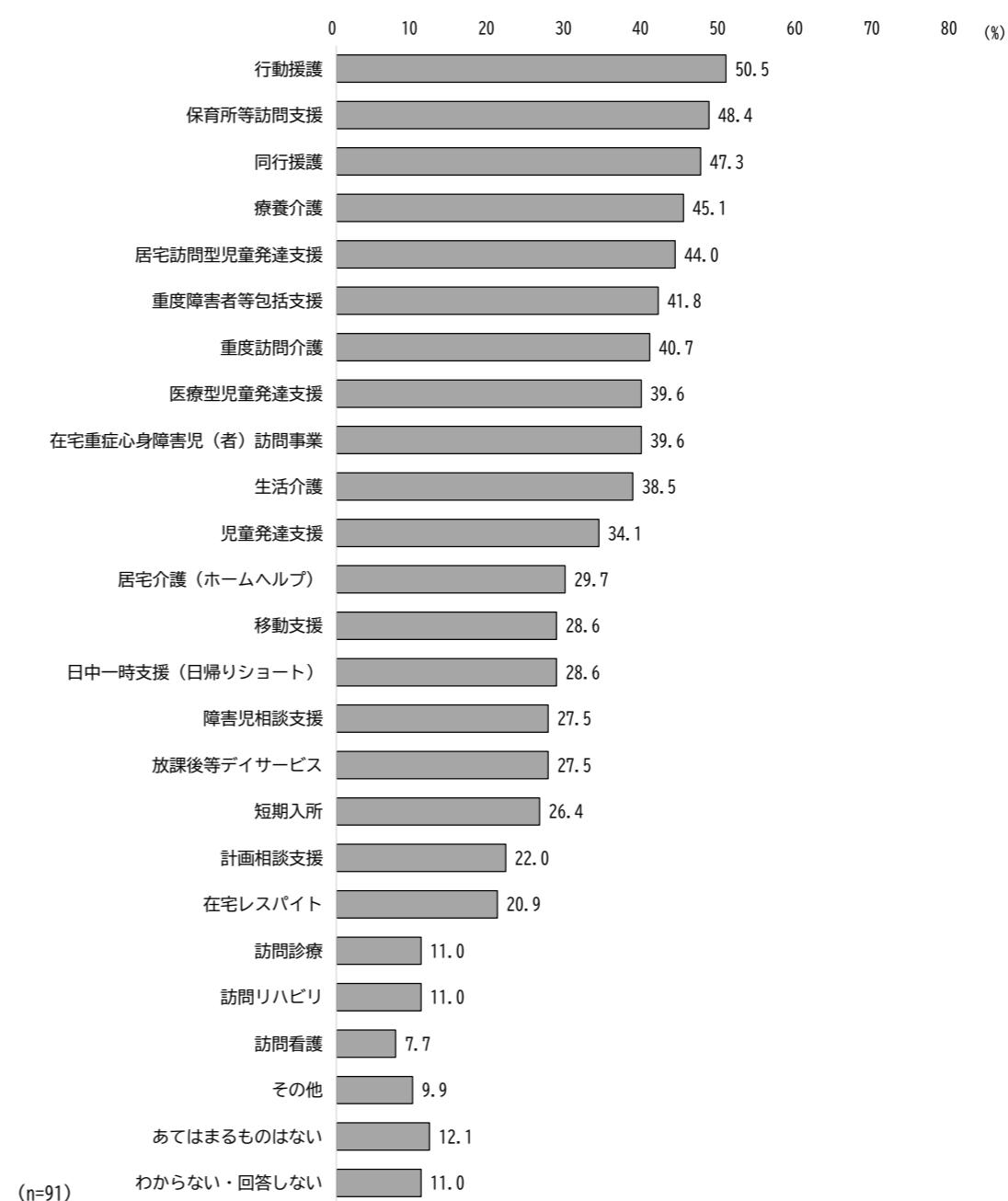
問 14 現在、在宅医療サービス、障害福祉サービスを利用していますか。

③ 今後は利用したいもの



◆ 今後利用したいものは、「日中一時支援(日帰りショート)」が45.1%と最も多く、次いで「移動支援」が35.2%、「短期入所」が31.9%となっている。

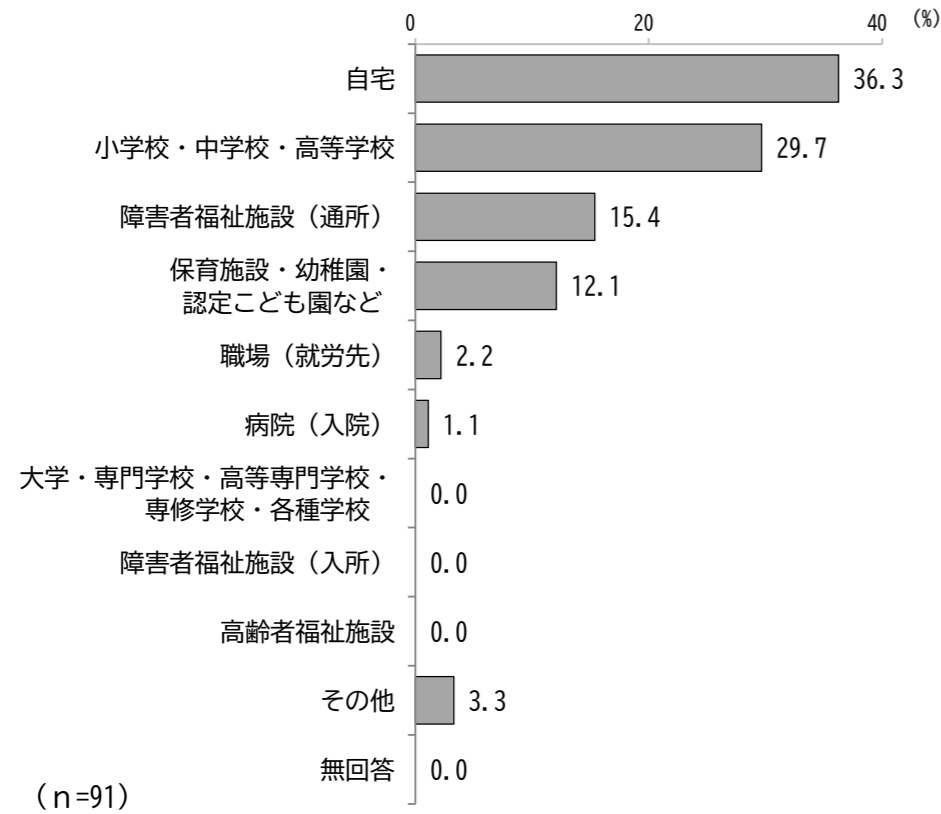
④ 今後も利用しないもの



◆ 今後も利用しないものは、「行動援護」が50.5%と最も多く、次いで「保育所等訪問支援」が48.4%、「同行援護」が47.3%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

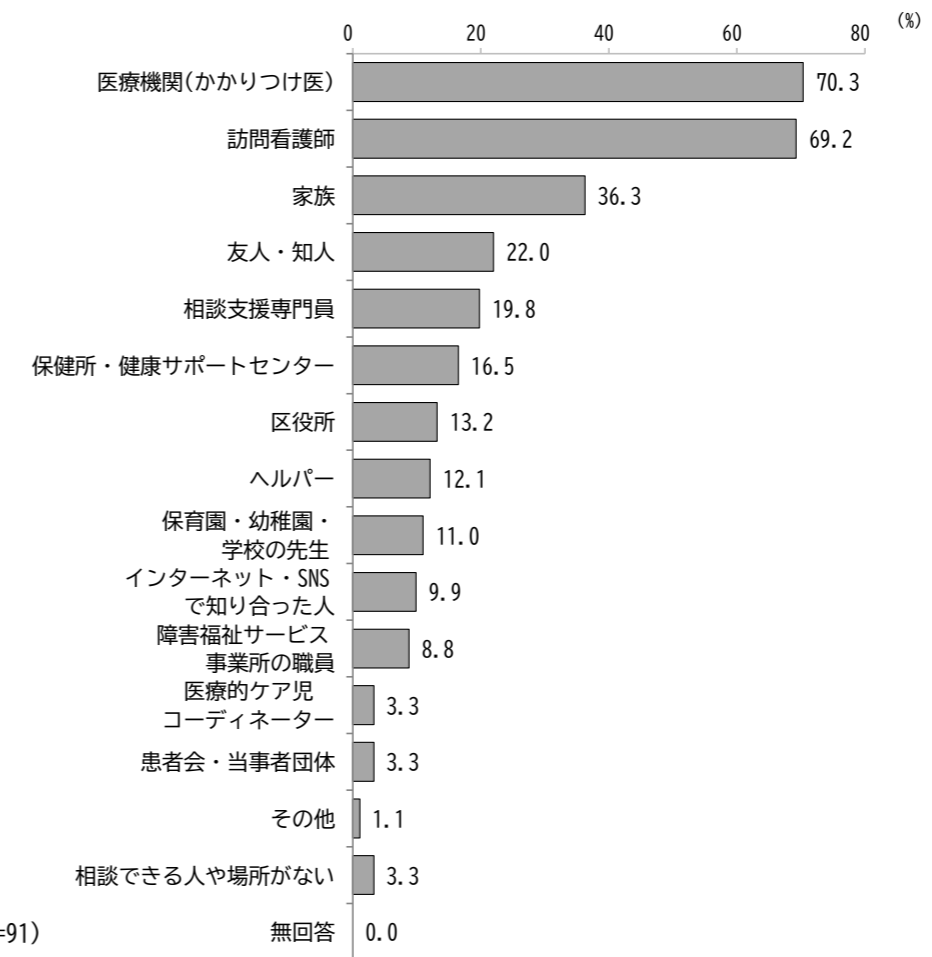
問 15 平日の日中、主に過ごしている場所はどこですか。(主なものを1つに○)



◆ 「自宅」が36.3%と最も多く、次いで「小学校・中学校・高等学校」が29.7%、「障害者福祉施設 (通所)」が15.4%となっている。

問 16 医療的ケアに関することで相談相手(場所)は、次のうちどれにあたりますか。

(あてはまるものすべてに○)

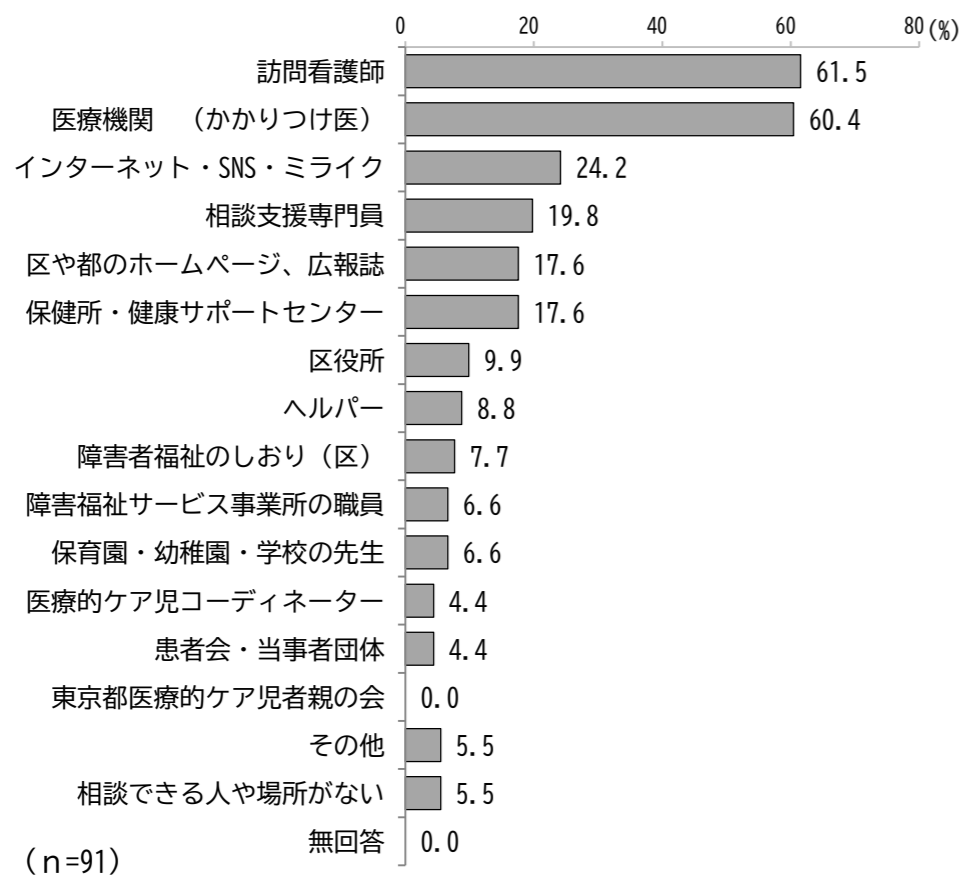


◆ 「医療機関(かかりつけ医)」が 70.3%と最も多く、次いで「訪問看護師」が 69.2%、「家族」が 36.3%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問 17 医療的ケアに関する必要な情報をどこから取得していますか。

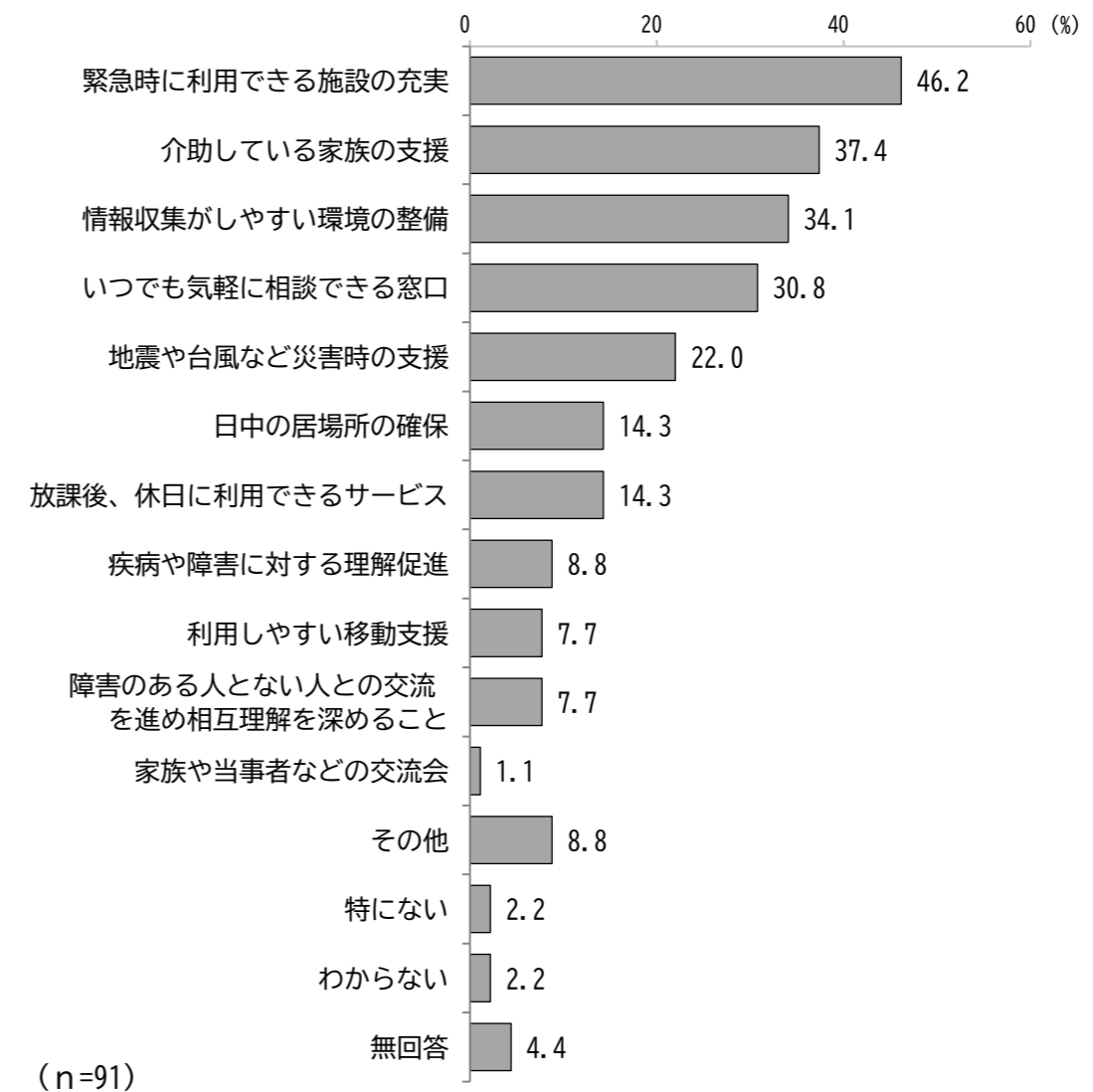
(あてはまるものすべてに○)



◆ 「訪問看護師」が 61.5%と最も多く、次いで「医療機関(かかりつけ医)」が 60.4%、「インターネット・SNS・区障害者支援アプリ ミライク」が 24.2%となっている。

問 22 今後、区の障害者(児)福祉は、特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか。

(主なものを3つまで○)

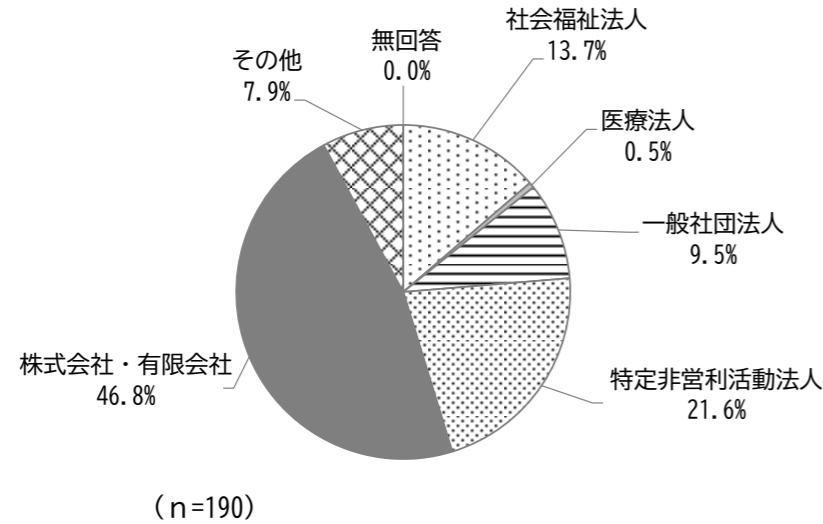


◆ 「緊急時に利用できる施設の充実」が 46.2%と最も多く、次いで「介助している家族の支援」が 37.4%、「情報収集がしやすい環境の整備」が 34.1%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

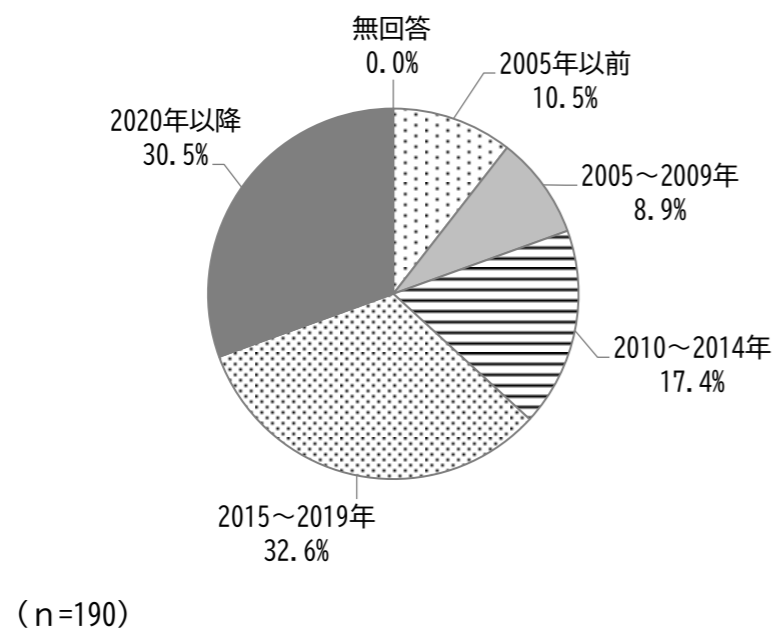
事業所調査 結果概要

問1 貴事業所の経営主体をお答えください。(1つに○)



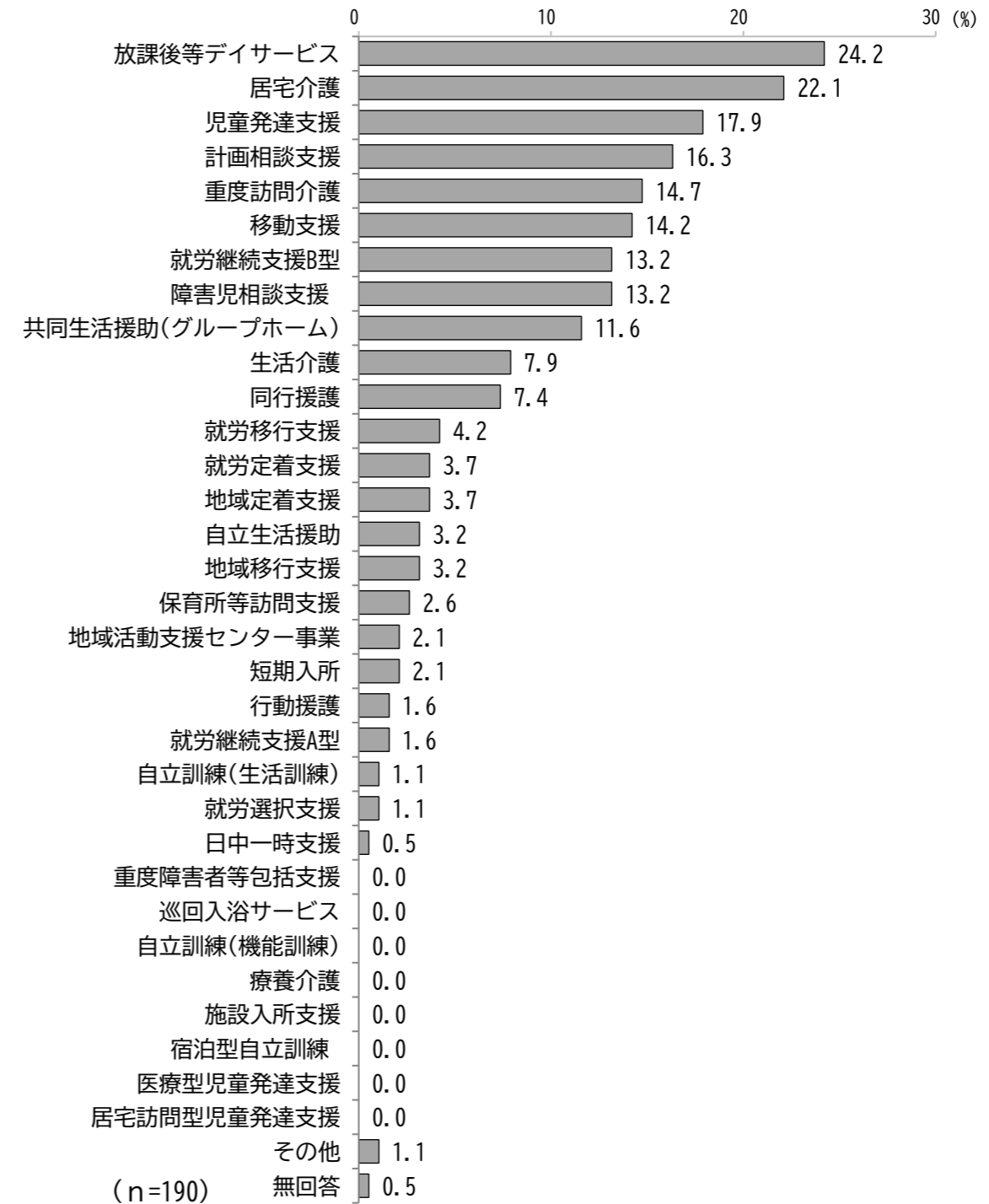
◆ 「株式会社・有限会社」が46.8%と最も多く、次いで「特定非営利活動法人」が21.6%、「社会福祉法人」が13.7%となっている。

問2 貴事業所の開業年をお答えください。



◆ 「2015～2019年」が32.6%と最も多く、次いで「2020年以降」が30.5%、「2010～2014年」が17.4%となっている。

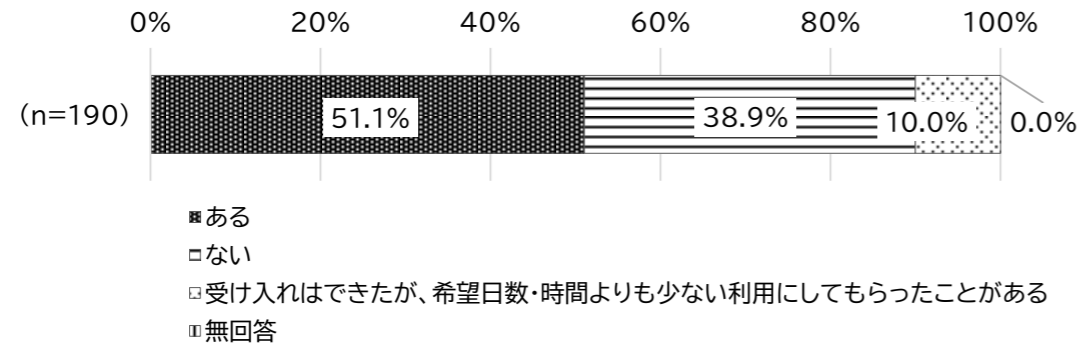
問3 貴事業所が指定を受けている障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児サービス等をお答えください。(複数回答)



◆ 「放課後等デイサービス」が24.2%と最も多く、次いで「居宅介護」が22.1%、「児童発達支援」が17.9%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問6 令和6年4月から現在まで、江戸川区民の利用者からの依頼に対して、受け入れ(事業提供)ができなかったことはありますか。



◆ 令和6年4月から現在まで、「受け入れできなかったことがある」が51.1%、「受け入れできなかったことがない」が38.9%、「受け入れはできたが、希望日数・時間よりも少ない利用にもらったことがある」が10.0%となっている。

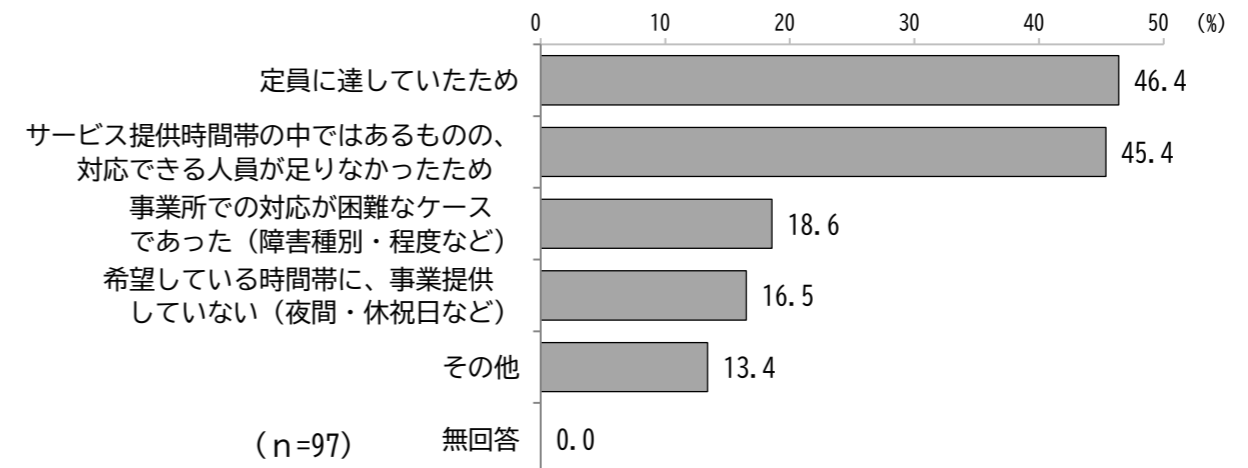
問6-1 受け入れ(事業提供)できなかった事業、理由は何ですか。(複数選択)

(n=97)

事業名	件数 (件)
居宅介護	28
放課後等デイサービス	24
移動支援	20
計画相談支援	14
重度訪問介護	13
児童発達支援	13
就労継続支援B型	7
共同生活援助(グループホーム)	6
障害児相談支援	6
生活介護	4
同行援護	3
就労移行支援	3
短期入所	3
就労継続支援A型	1
自立生活援助	1
地域移行支援	1
保育所等訪問支援	1

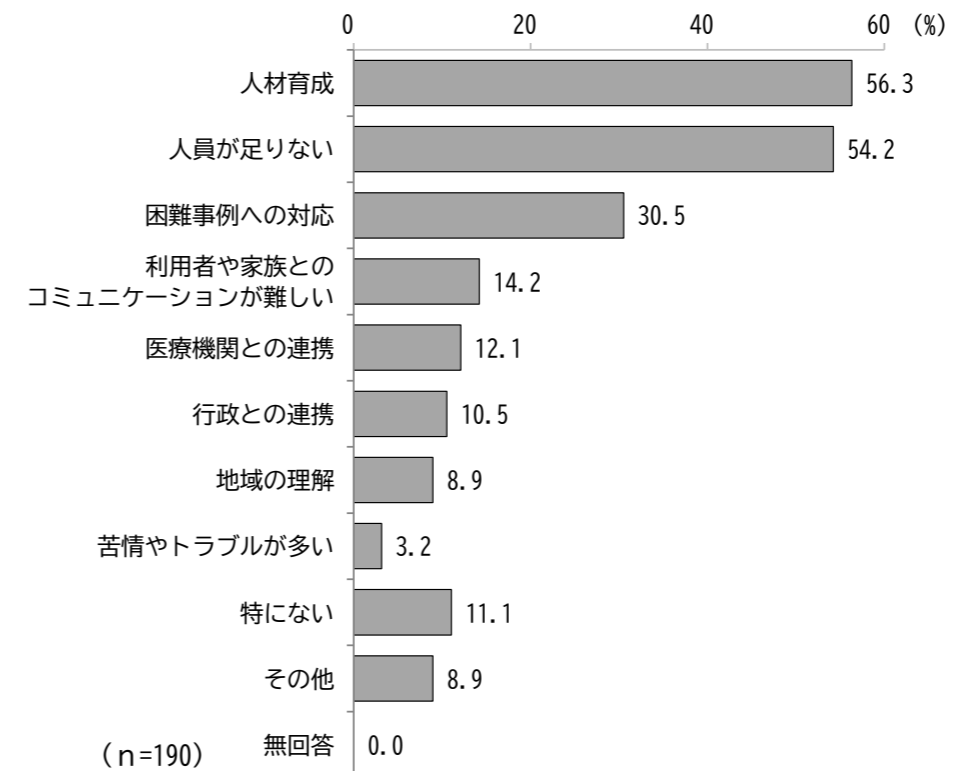
◆ 「居宅介護」が28件と多く、次いで「放課後等デイサービス」が24件、「移動支援」が20件となっている。

問6-2 受け入れできなかった理由をお答えください。(あてはまるものすべてに○)



◆ 「定員に達していたため」が46.4%と最も多く、次いで「サービス提供時間帯の中ではあるものの、対応できる人員が足りなかったため」が45.4%、「事業所での対応が困難なケースであった(障害種別・程度など)」が18.6%となっている。

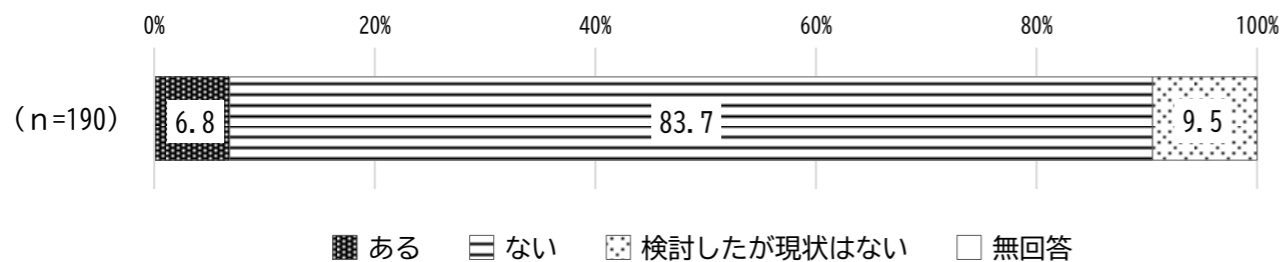
問7 貴事業所では、サービスを提供する上で、どのようなことが課題になっていますか。(あてはまるものすべてに○)



◆ 「人材育成」が56.3%と最も多く、次いで「人員が足りない」が54.2%、「困難事例への対応」が30.5%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問9 貴事業所では、今後新規に取り組みを検討している障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児サービス事業はありますか。



◆ 新規に取り組みを検討している障害福祉サービス、障害児サービス事業は、「ない」が83.7%と最も多く、次いで「検討したが現状はない」が9.5%となっている。

問9-2 (新規に検討しているサービスの)定員をお答えください。

12事業所から、下記の回答がありました。

主な意見(抜粋)
・ 自立生活援助 5人
・ 地域定着支援 3人
・ 生活介護 14人
・ 自立訓練 6人
・ 就労継続支援B型 10人
・ 就労継続支援B型 20人(2件)
・ 共同生活援助 20人
・ 共同生活援助 6人

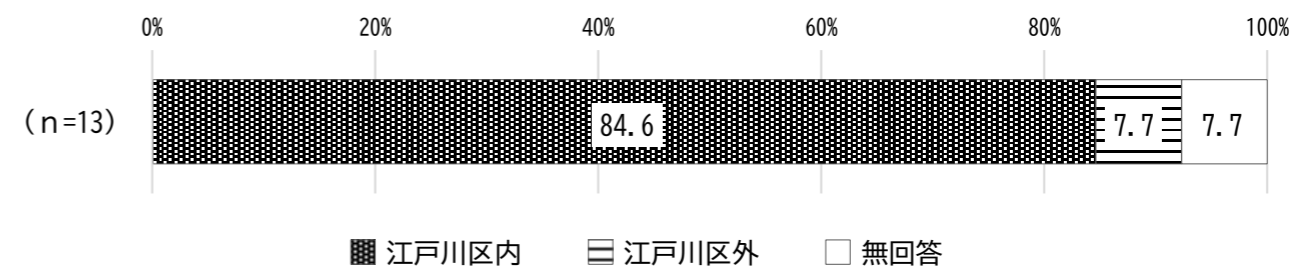
問9-1 新規開設を検討している障害福祉サービスの種別と定員、開設する地域、開設予定年月をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

(n=13)

事業名	件数(件)
就労継続支援B型	7
共同生活援助(グループホーム)	5
計画相談支援	2
就労継続支援A型	1
日中一時支援	1
短期入所	1
移動支援	1
就労移行支援	1
放課後等デイサービス	1
その他	2

◆ 新規に検討しているサービスは、「就労継続支援B型」が7事業所、次いで「共同生活援助(グループホーム)」が5事業所、「計画相談支援」が2事業所であった。

問9-3 開設する地域をお答えください。



江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

問9-4 開設予定年月をお答えください。

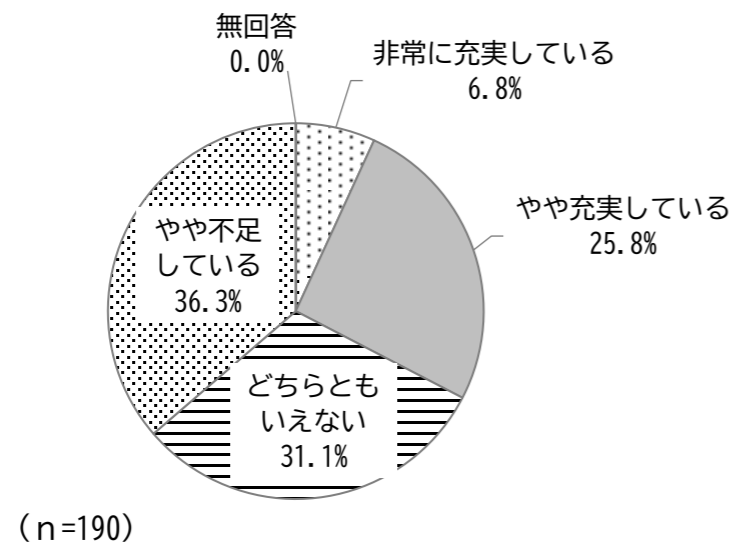
13事業所から、下記の回答がありました。

主な意見(抜粋)
・ 自立生活援助：令和8年9月
・ 地域定着支援：令和8年9月
・ 就労継続支援 B 型：令和8年3月
・ 就労継続支援 B 型：令和9年5月
・ 就労継続支援 B 型：令和8年4月
・ 共同生活援助：令和8年10月

問9-6 「検討したが現状はない」を選択した理由を教えてください。

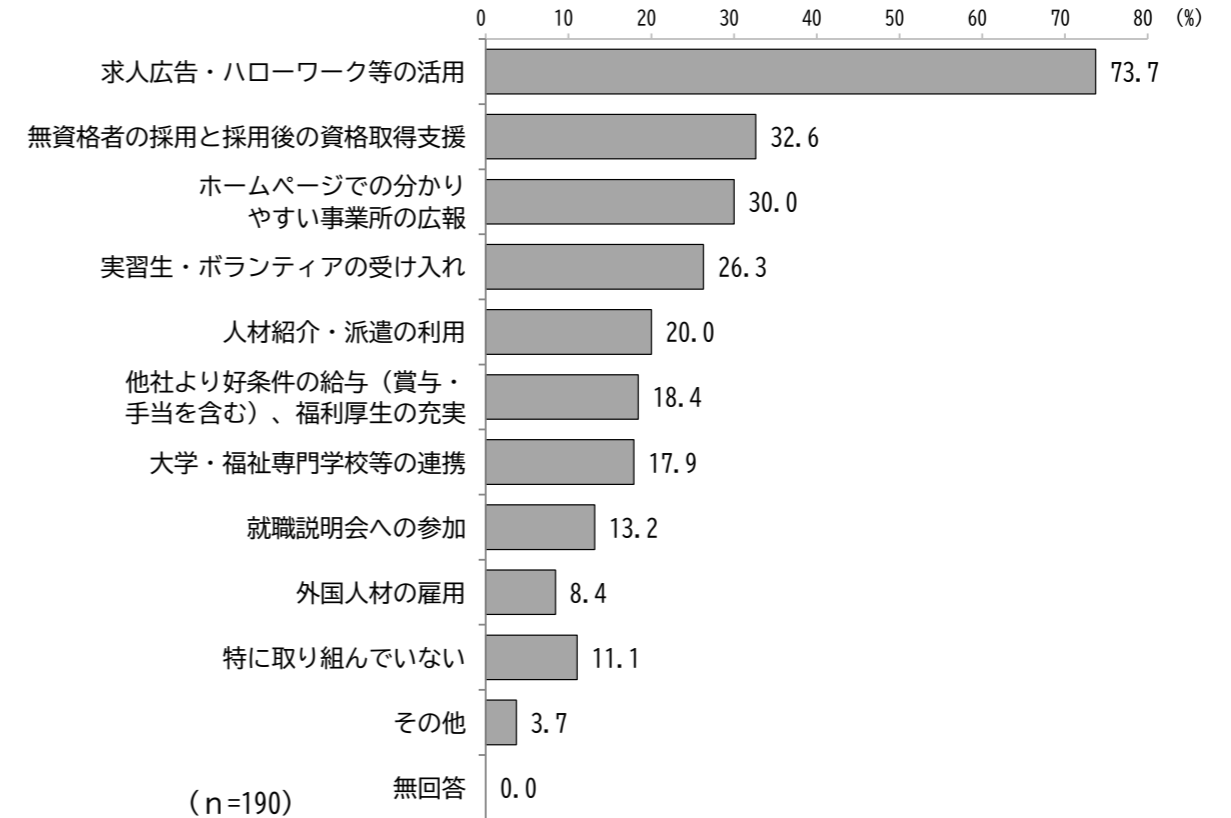
- ◆ 18事業所から、回答がありました。
- ◆ 主な意見としては、「人員が確保できない」(7件)、「運営が安定したら検討したい」(5件)、「場所の確保が難しい」(3件)となっている。

問12 貴事業所では、サービス提供を円滑に行うために必要な職員数は充実していますか。



- ◆ 「非常に充実している」は6.8%、「やや充実している」は25.8%、両者を合わせた「充実している」は32.6%となっている。

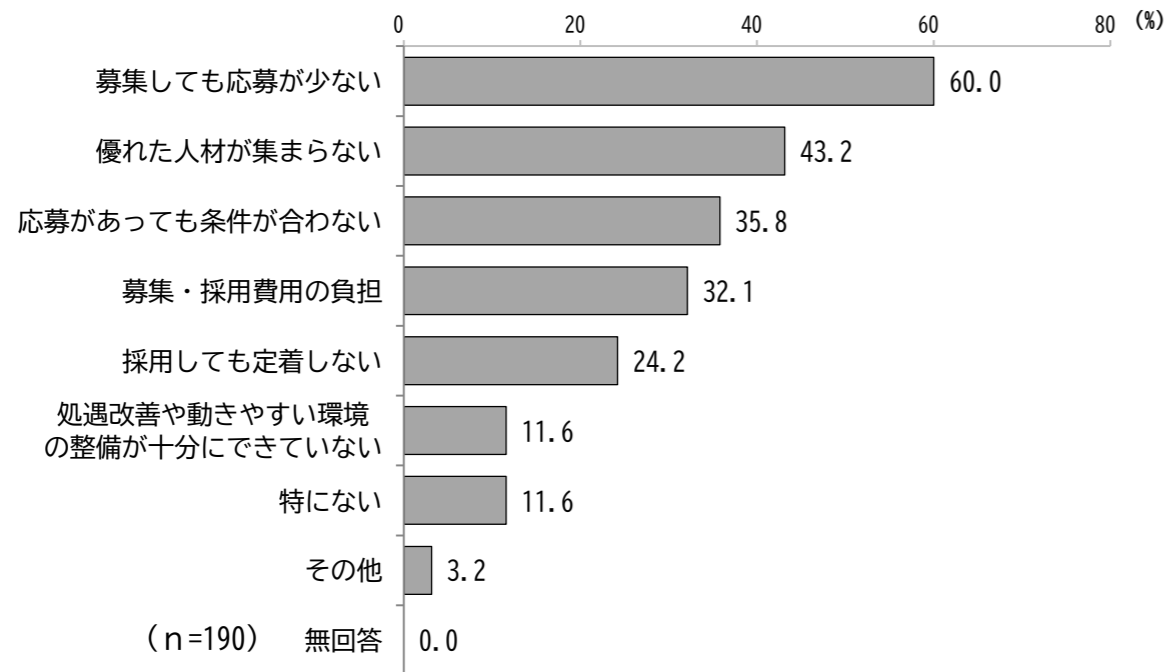
問13 貴事業所では、人材確保の取り組みはどのようなことを行っていますか。 ※複数選択可



- ◆ 「求人広告・ハローワーク等の活用」が73.7%と最も多く、次いで、「無資格者の採用と採用後の資格取得支援」が32.6%、「ホームページでの分かりやすい事業所の広報」が30.0%となっている。

江戸川区生活ニーズに関する調査 報告書 概要

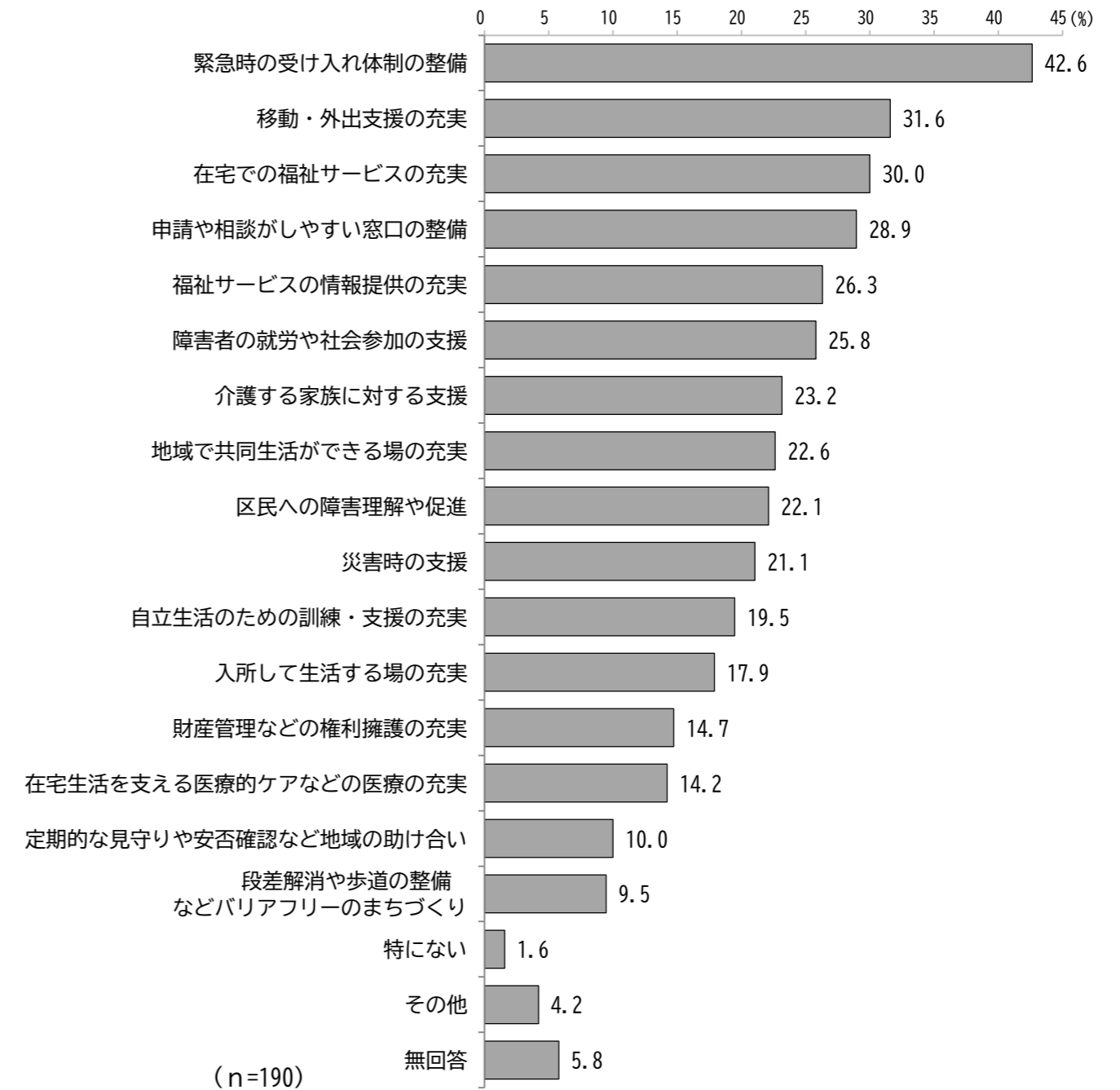
問14 人材を確保する上での課題は、どのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



◆ 「募集しても応募が少ない」が60.0%と最も多く、次いで「優れた人材が集まらない」が43.2%、「応募があっても条件が合わない」が35.8%となっている。

問19 区は今後、どのようなサービスや支援に力を入れていくべきだと思いますか。

(あてはまるもの5つに○)



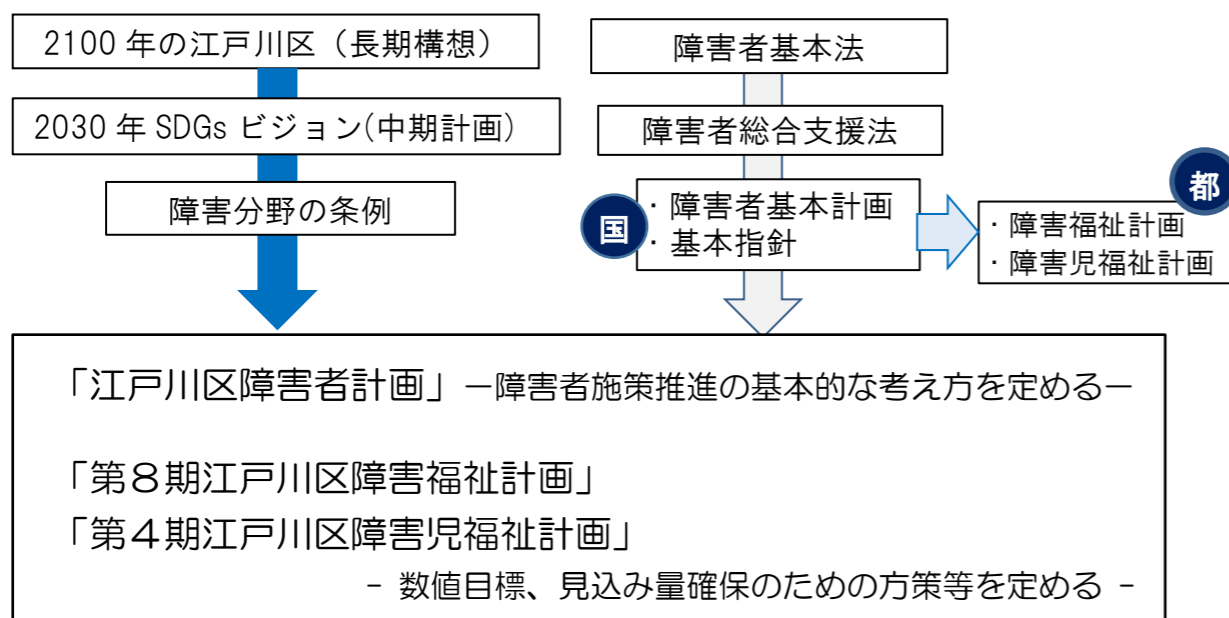
◆ 「緊急時の受け入れ体制の整備」が42.6%と最も多く、次いで「移動・外出支援の充実」が31.6%、「在宅での福祉サービスの充実」が30.0%となっている。

江戸川区障害者計画・第8期江戸川区障害福祉計画・第4期江戸川区障害児福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

- 令和8年度をもって現行の「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画」が終了することを踏まえ、本区の施策進捗状況及び障害者制度の動向や今後示される国の指針を踏まえ、「第8期江戸川区障害福祉計画・第4期江戸川区障害児福祉計画」を策定します。
- 2030年の江戸川区（SDGsビジョン）で示された“ともに生きるまち”を実現するための施策と関連付けた上で、上記2計画と「江戸川区障害者計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ



3 計画期間

計画種別／年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
2100年の江戸川区 (長期構想)		→							
2030年の江戸川区 (SDGsビジョン)		→							
障害分野の条例			→						
障害者計画	2012年～2023年			2024年～2028年					
障害福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

4 障害者計画

- 根拠 障害者基本法第11条第3項「市町村障害者計画」
 ※国の「第5次障害者基本計画」（※令和5年から9年まで）を基本とする。
- 内容 *市町村障害者計画指針（平成7年内閣府障害者対策推進本部）
 ○基本的考え方（基本理念、基本目標、計画期間、施策重点課題）
 ○現状と問題点の把握（障害者の現状を調査等により把握）
 ○施策の体系化と相互連携
 ○各種施策の課題・目標と具体的な施策（施策ごとの課題、目標と具体的方策）
 ○計画実施後のフォロー体制

5 障害福祉計画

- 根拠 障害者総合支援法第88条「市町村障害福祉計画」
 内容 ※国の「基本的な指針」（厚労省告示）に即して作成する。
- 【必須】
- 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制確保に係る目標
 - 各年度における障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要量見込み
 - 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 〔努力〕
- 障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のための方策
 - 関係機関（医療、教育、リハビリ）との連携に関する事項

6 障害児福祉計画

- 根拠 児童福祉法第33条の20「市町村障害児福祉計画」
 内容 【必須】
- 障害児通所支援及び相談支援の提供体制確保に係る目標
 - 各年度における障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの必要量見込み
- 〔努力〕
- 障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの必要見込量確保のための方策
 - 関係機関（医療、教育、その他）との連携に関する事項

7 計画策定の体制

計画の策定は、今回から「江戸川区障害福祉計画等策定委員会」を新たに設置し、特化したかたちで検討を進めていく。その際には、各部会での意見聴取のほか、必要に応じて当事者や家族、支援者などの声を聞く機会なども設置するとともに、地域自立支援協議会への報告を行うことで、より多くの関係者の意見をもとに作成していく。

令和 8 年度 江戸川区障害福祉計画等策定委員会 スケジュール（予定）

回	開催日・内容
第 1 回	5～6月 江戸川区障害福祉計画等策定委員会
	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗確認と評価について
第 2 回	6～7月 江戸川区障害福祉計画等策定委員会
	・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定について
	・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の概要 ・国方針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)について
8～9月 障害当事者、団体等 懇談会	
第 3 回	10～11月 江戸川区障害福祉計画等策定委員会
	・懇談会の報告
	・計画の構成
	・第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画 成果目標
	・中間のまとめ(案)の提示
・パブリックコメントの実施について	
11～12月 パブリックコメントの実施	
第 4 回	令和 9 年 1～2月 江戸川区障害福祉計画等策定委員会
	・パブリックコメントの報告 ・計画案の提示

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要（案）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用への要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

【参考】地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策（イメージ）

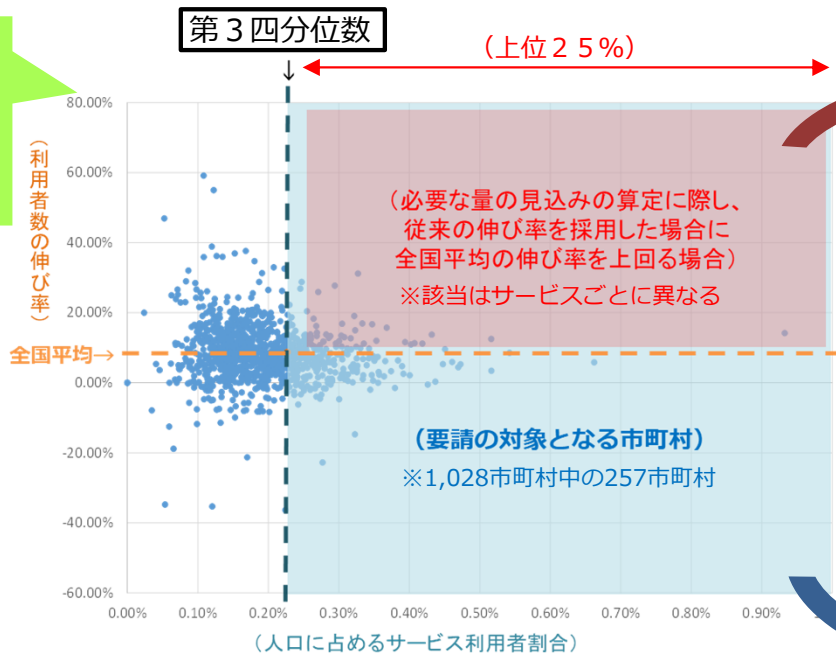
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村（※1）における対象サービス（※2）に関し、国から、右の内容を要請する。

（※1）対象となる市町村（特別区を含む。以下同じ。）

要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合（年齢調整しないもの）が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村

【要件1】全部過疎市町村を除いたグラフ（⇒1,028市町村）



（※2）対象サービス

総量規制の対象サービス（入所施設を除く）

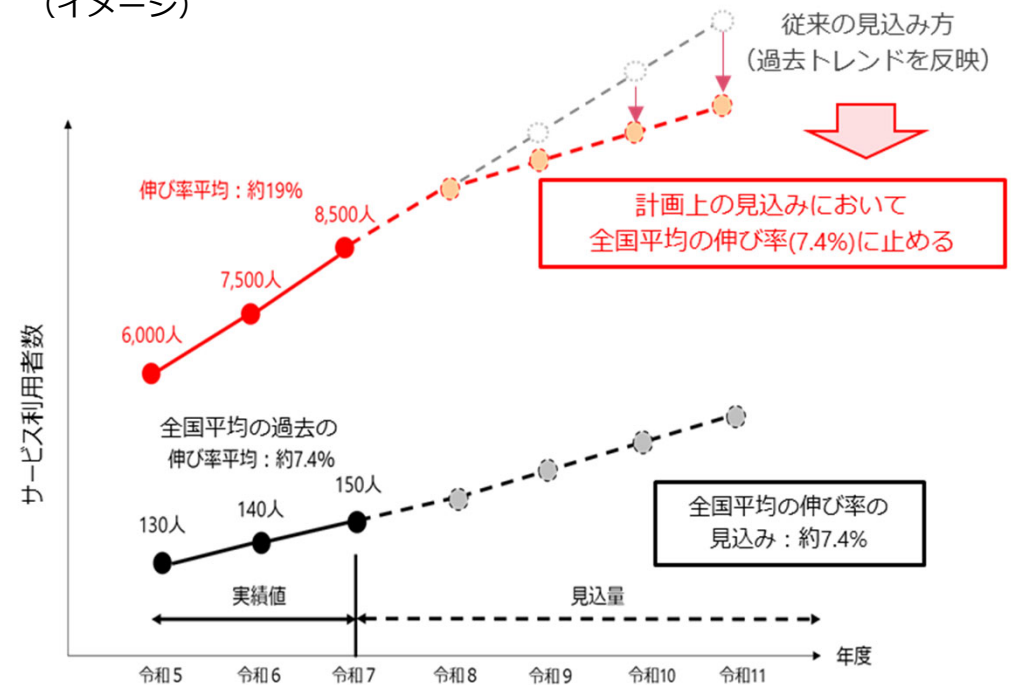
（現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス）

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びりに止めて算定すること

（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。）

（イメージ）



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能）

第7期江戸川区障害福祉計画

国の基本指針に定める目標

成果目標	令和6～8年度 指針	令和9～11年度 指針
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	令和8年度(2026年度)末時点で、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	令和11年度(2029年度)時点で、令和7年度(2026年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	令和8年度(2026年度)末時点で、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	令和11年度(2029年度)末時点で、令和7年度(2026年度)末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。
精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	令和8年度(2026年度)における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。	令和11年度(2029年度)における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上とすることを基本とする。
	令和8年度(2026年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。	令和11年度(2029年度)末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(75歳以上、65歳未満、40歳以上かつ認知症である者)を設定する。
	精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点の退院率)	(削除)
	(新規)	退院患者の精神病床への30日以上での再入院率(退院後90日時点、退院後180日時点、退院後365日時点の入院率)
	(新規)	地域の精神保健医療体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度把握するにあたっては、K6という尺度を活用し、評価することを基本とする。
地域生活支援の充実	令和8年度(2026年度)末までの間に、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。	令和11年度(2029年度)末までの間に、地域生活支援拠点等を整備し、全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。 また、コーディネーターを配置すること、障害福祉サービス事業所等の担当者を設置すること、及び年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行うことを基本とする。
	令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	令和11年度(2029年度)末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
福祉施設から一般 就労への移行等	令和8年度(2026年度)中に、一般就労への移行実績を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	令和11年度(2029年度)中に、一般就労への移行実績を令和6年度(2025年度)実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
	令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援の一般就労への移行実績を令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	令和11年度(2029年度)中に、就労移行支援の一般就労への移行実績を令和6年度(2025年度)実績の1.14倍以上とすることを基本とする。

福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度(2026年度)中に、就労継続支援A型の一般就労への移行実績を令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上とする。	令和11年度(2029年度)中に、就労継続支援A型の一般就労への移行実績を令和6年度(2025年度)実績の1.52倍以上とする。
	令和8年度(2026年度)中に、就労継続支援B型の一般就労への移行実績を令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする。	令和11年度(2029年度)中に、就労継続支援B型の一般就労への移行実績を令和6年度(2025年度)実績の1.67倍以上とする。
	令和8年度(2026年度)中に、就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。	令和11年度(2029年度)中に、就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
	令和8年度(2026年度)中に、就労定着支援事業の利用者数が令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	令和11年度(2029年度)中に、就労定着支援事業の利用者数が令和6年度(2025年度)実績の1.47倍以上とすることを基本とする。
	令和8年度(2026年度)中に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分とすることを基本とする。	令和11年度(2029年度)中に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分とすることを基本とする。
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。	令和11年度(2029年度)末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会を連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること及び個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組むことを基本とする。
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。	(上記に統合)
	(新規)	令和11年度(2029年度)末までに、セルフプランに関する分析等を行うと主に相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を行うことにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。
障害福祉サービス等の取組に係る体制の構築	令和8年度(2026年度)末までに、障害福祉サービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。	令和11年度(2029年度)末までに、障害福祉サービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。

第3期江戸川区障害児福祉計画

国の基本指針に定める目標

成果目標	令和6～8年度 指針	令和9～11年度 指針
障害児支援の提供体制の整備等	令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを区内に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	令和11年度(2029年度)末までに、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。
	令和8年度(2026年度)末までに、区に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。	令和11年度(2029年度)末までに、区に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。
	令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	令和11年度(2029年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置
	(新規)	令和11年度(2029年度)末までに、保健等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合を含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

回答状況

主に障害種別（知的）で入所をしている**124施設330名**に依頼をし、そのうち**264名から回答**を受理。【回答率**80%**】

調査対象者の状況

入所者年齢層

年齢	人数
10~20代	22名
30代	23名
40代	51名
50代	74名
60代	54名
70代以上	40名

入所期間

入所期間	人数
6か月未満	2名
6か月以上1年未満	3名
5年以上10年未満	55名
10年以上20年未満	49名

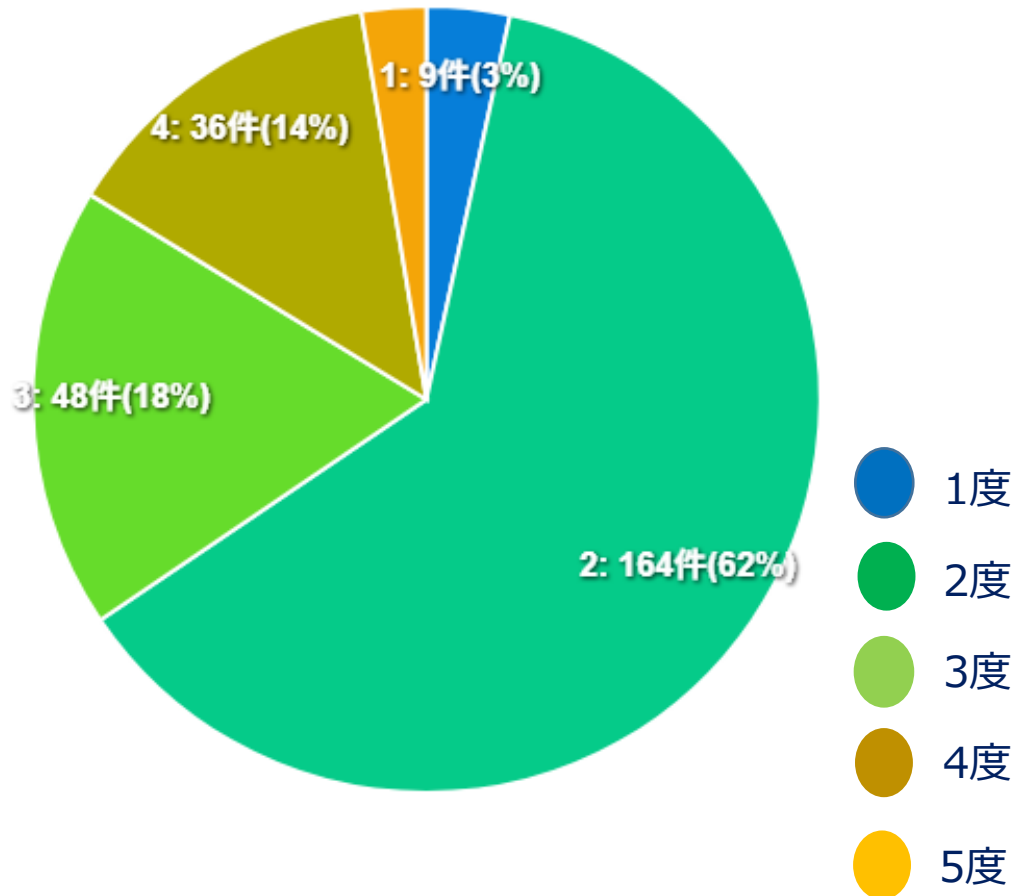
言語、態度、表情等による聞き取りの可否

可否	人数
聞き取り可能	122名（46%）
聞き取り不可能	142名（54%）

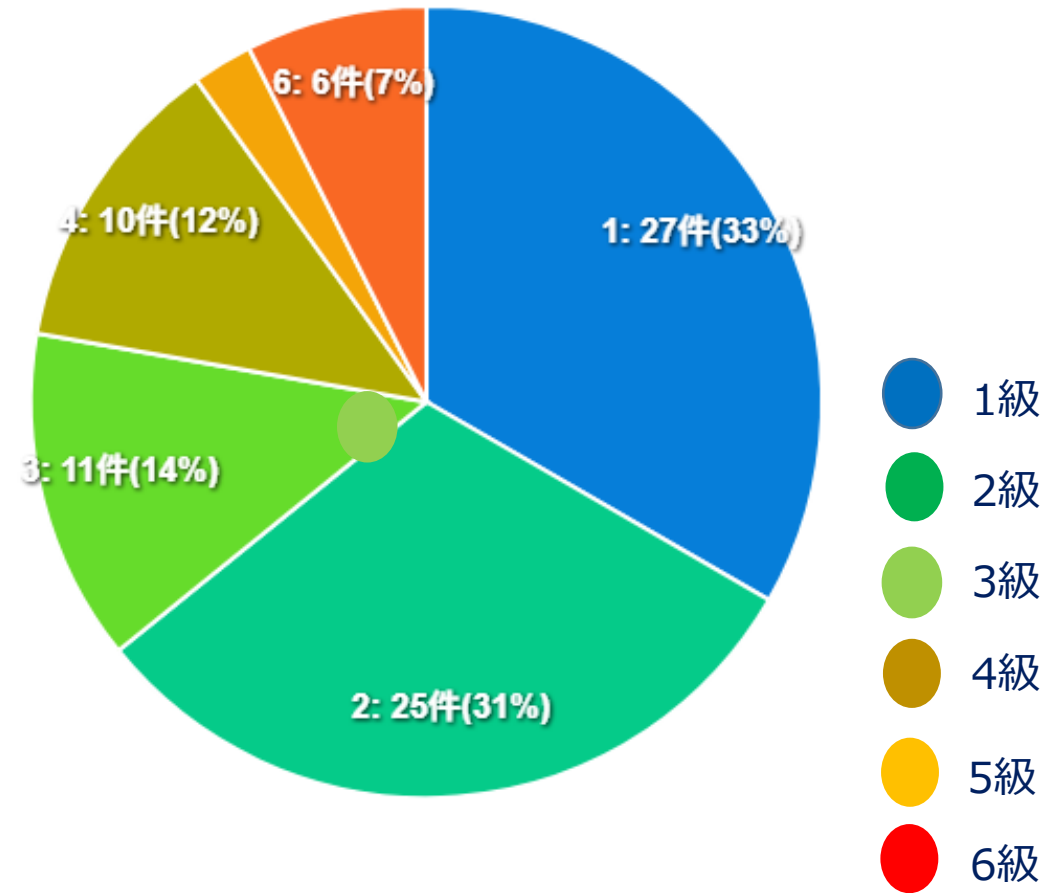
地域移行支援に関する意向調査結果（報告）

対象者手帳取得状況

愛の手帳の所持状況（所持者264名）

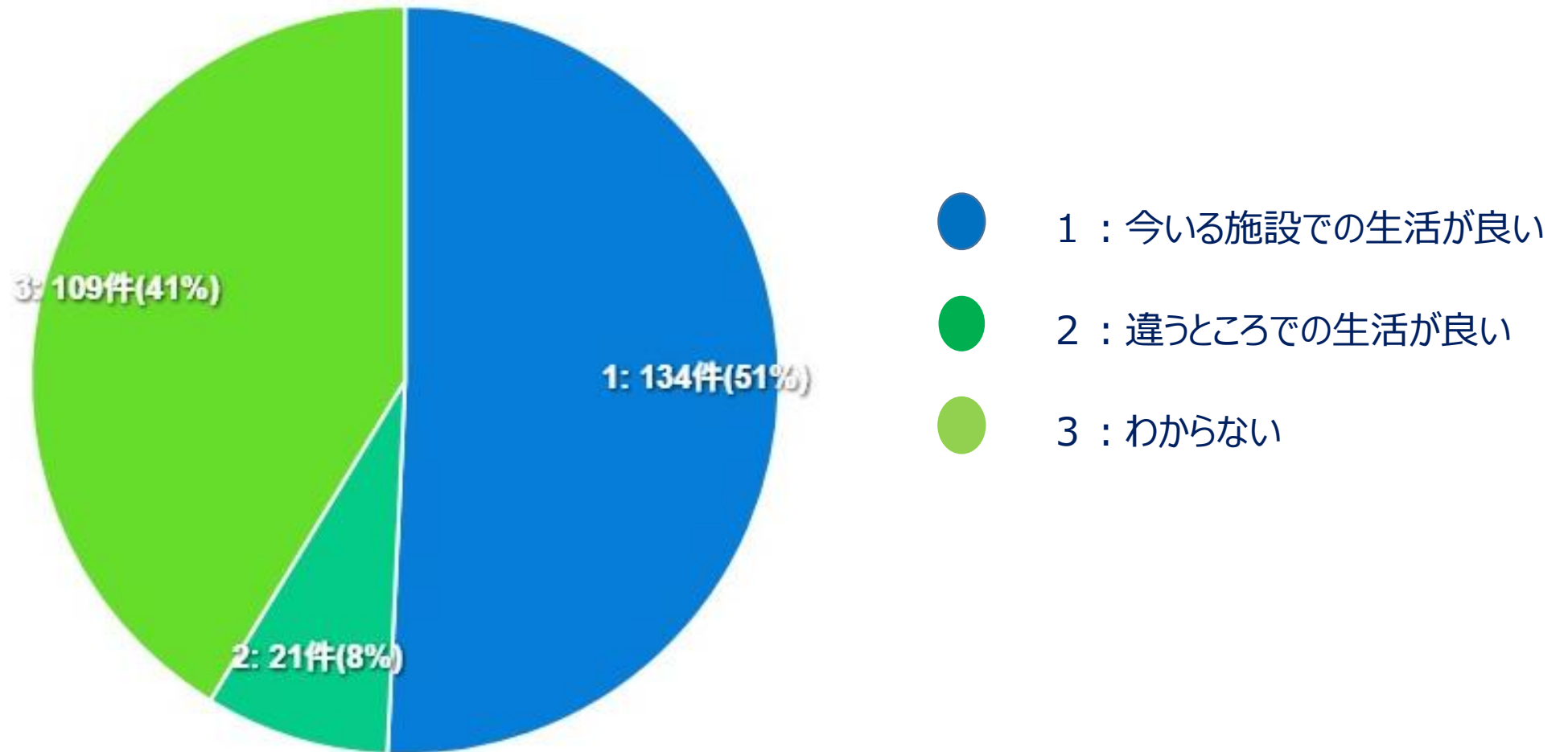


身体障害者手帳の所持状況（所持者81名）



地域移行支援に関する意向調査結果（報告）

将来の希望する生活場所について



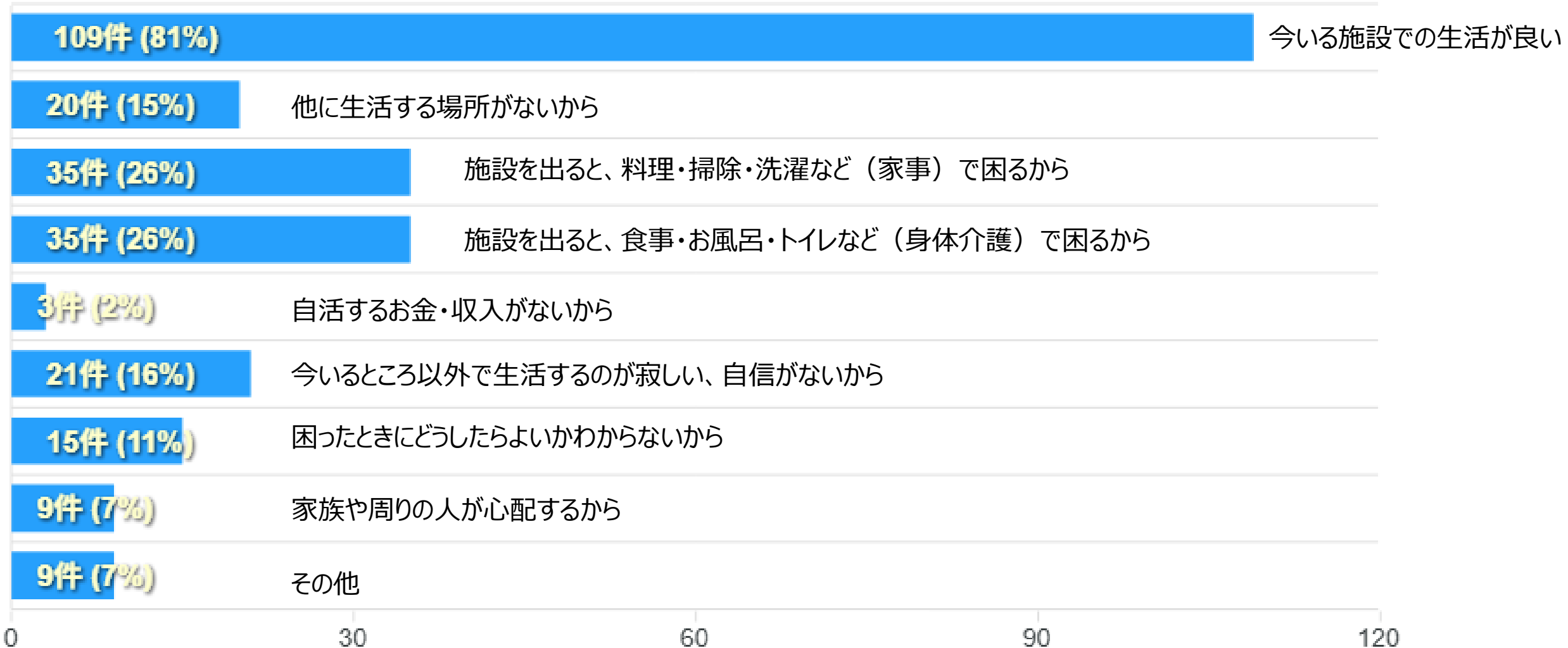
地域移行支援に関する意向調査結果（報告）

「違うところでの生活が良い」と回答した方：具体的に生活したい場所



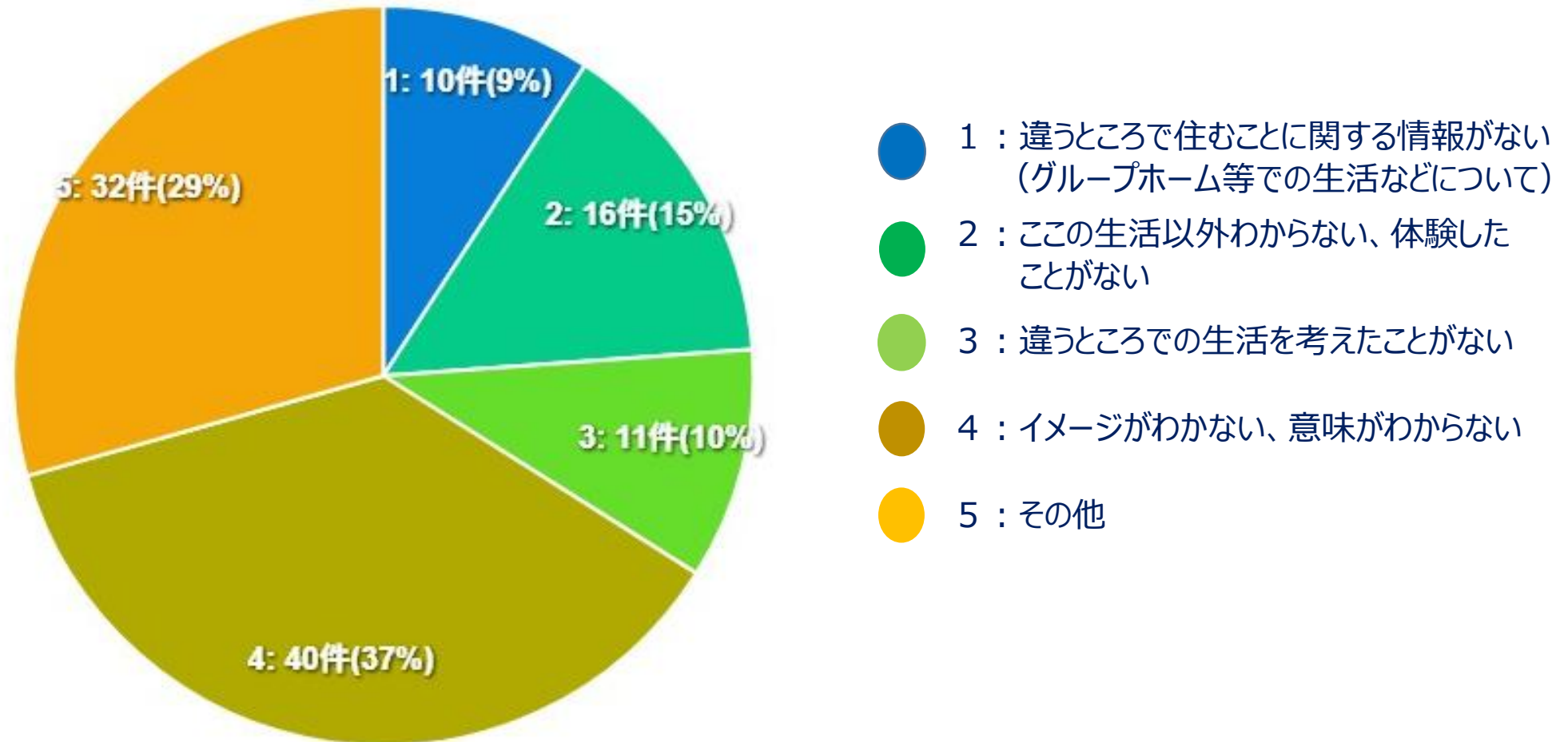
地域移行支援に関する意向調査結果（報告）

「今いる施設での生活が良い」と答えた方の理由（最大3つ）



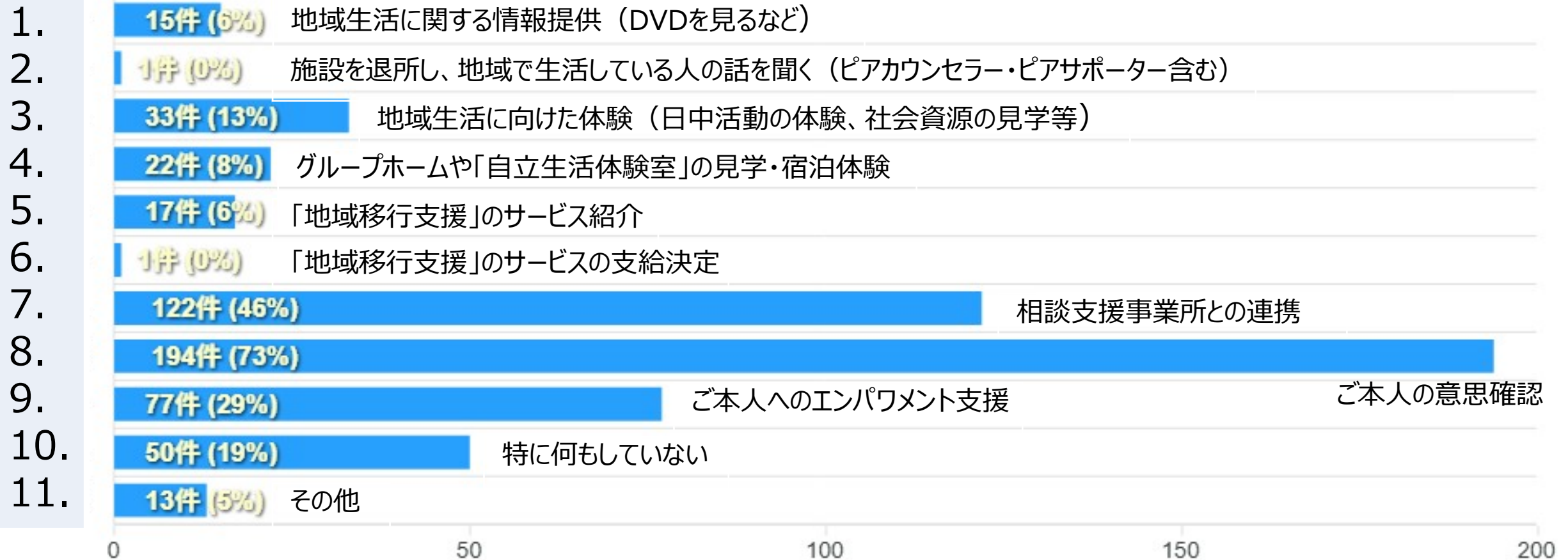
地域移行支援に関する意向調査結果（報告）

わからないを選択した理由



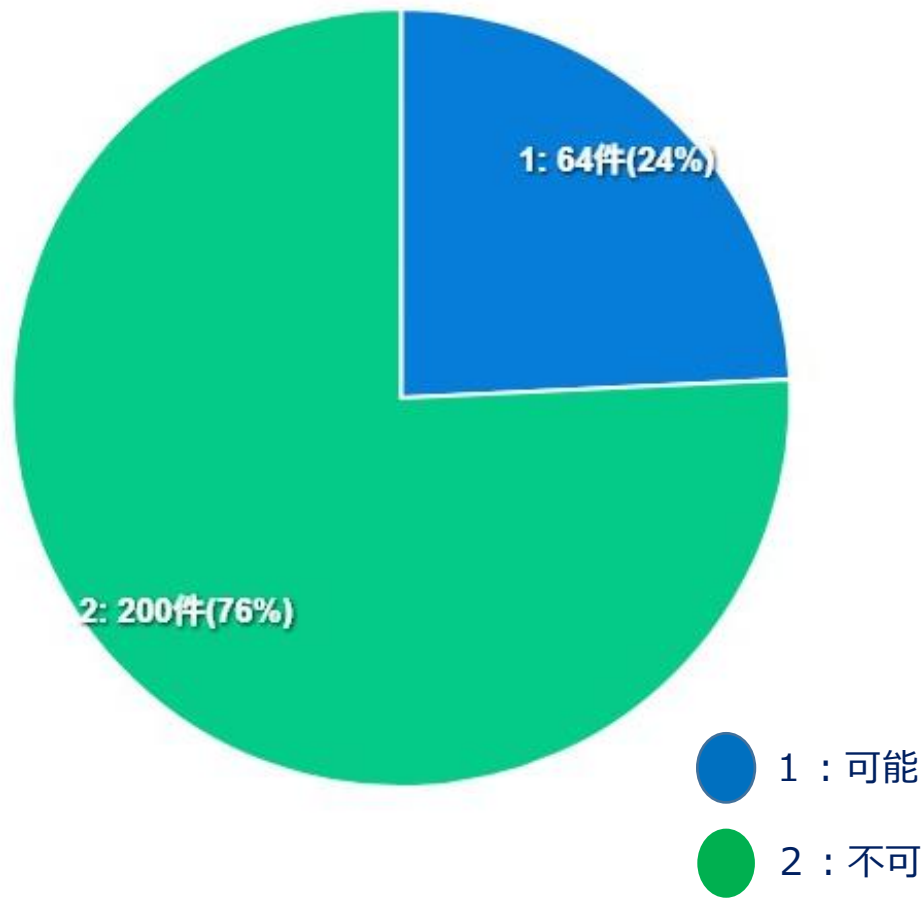
地域移行支援に関する意向調査結果（報告）

本人への地域移行に向けた取り組み

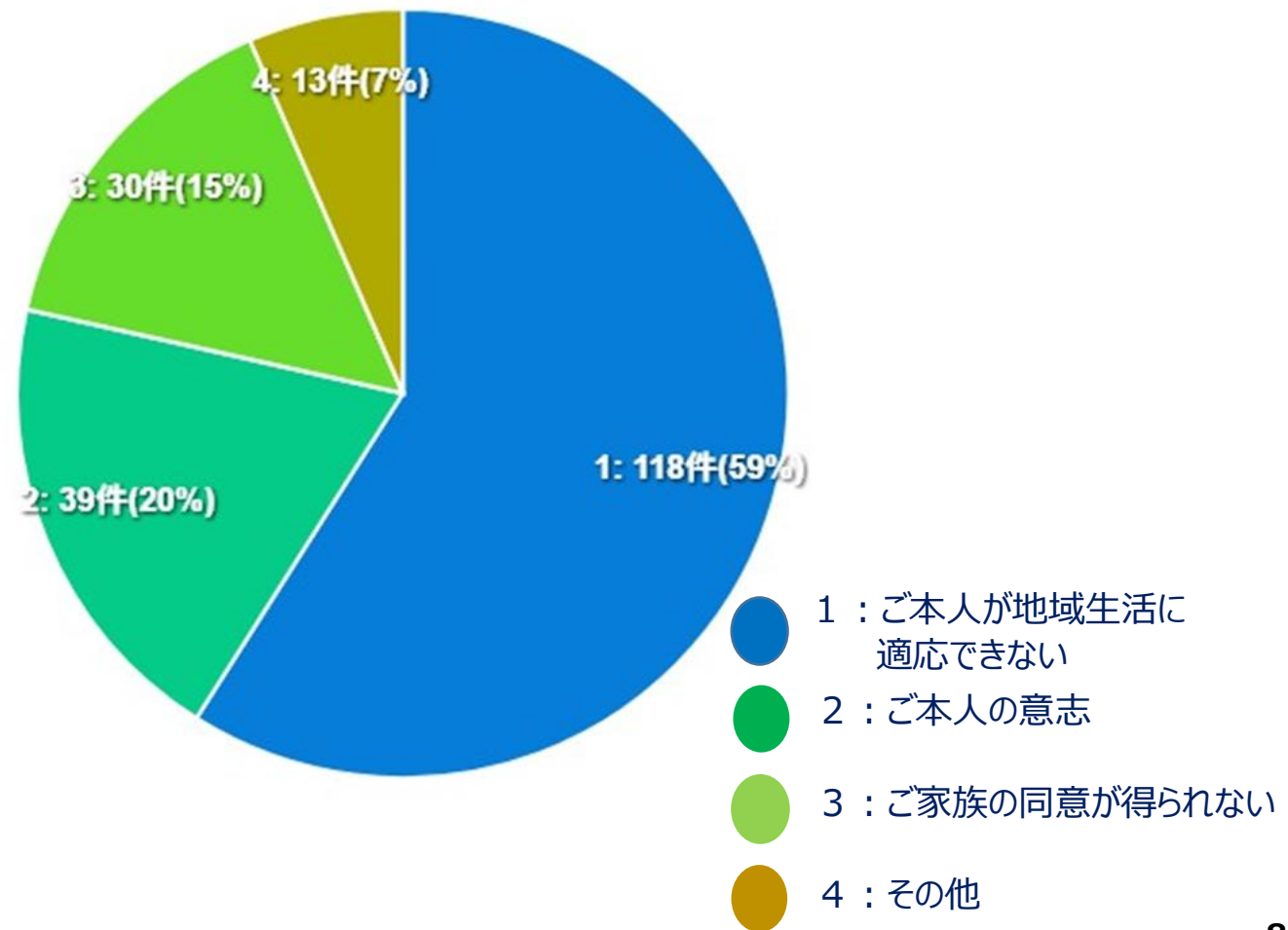


地域移行支援に関する意向調査結果（報告）

対象者の地域移行の可否

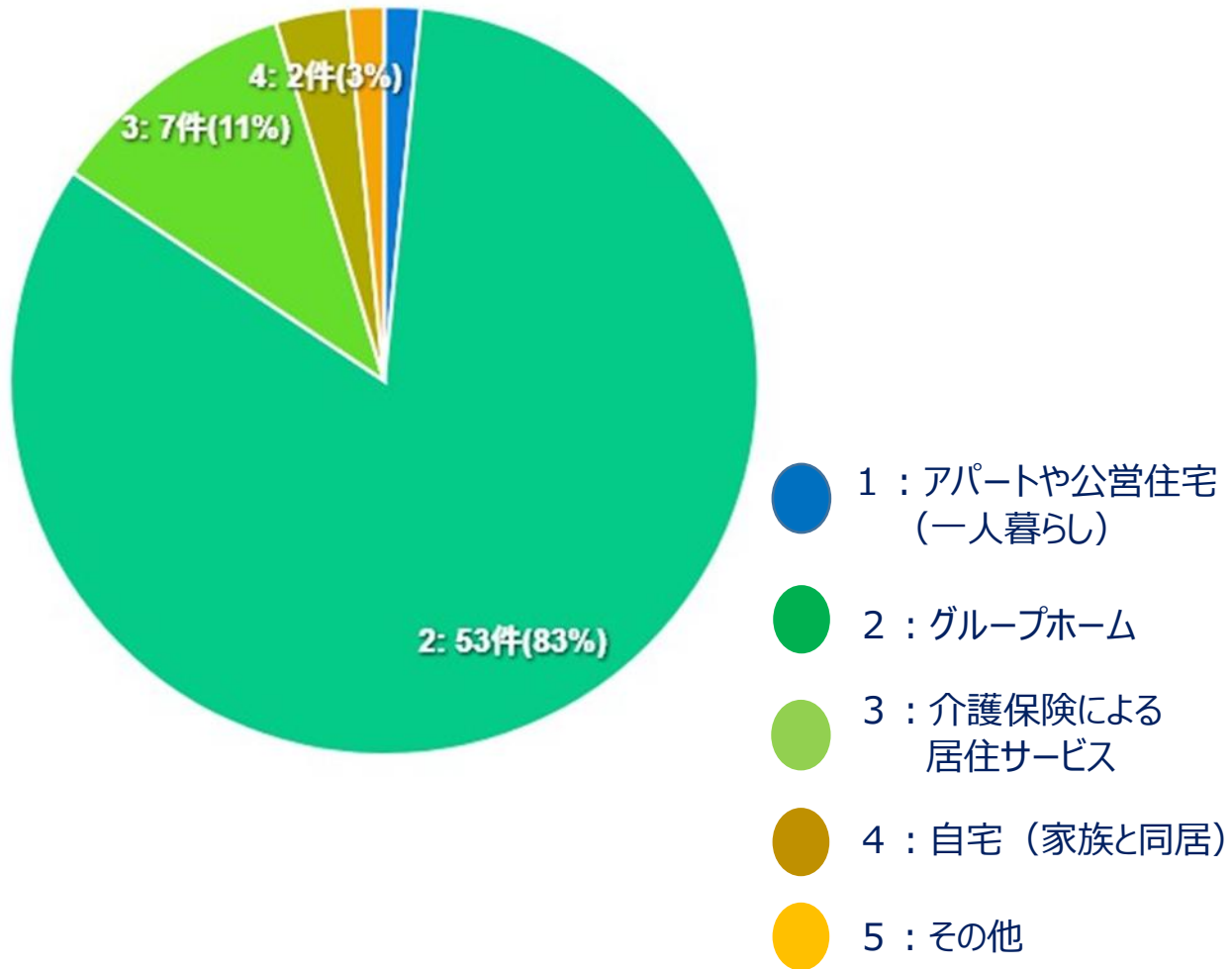


「不可能」な場合の理由



地域移行支援に関する意向調査結果（報告）

地域移行が可能な場合の住まいの場



グループホームの種類

